

第百二回国会 衆議院 社会労働委員会議録 第十九号

昭和六十年四月二十五日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 戸井田三郎君

理事 稲垣 実男君

理事 丹羽 雄哉君

理事 池端 清一君

理事 大橋 敏雄君

理事 愛知 和男君

北川 石松君

青藤滋与史君

谷垣 禎一君

中野 四郎君

西山敬次郎君

林 義郎君

湯川 宏君

大原 亨君

多賀谷眞稔君

森井 忠良君

橋本 文彦君

森本 晃司君

小沢 和秋君

出席國務大臣

厚生大臣 増岡 博之君

出席政府委員

厚生大臣官房会 計課長 末次 彬君

厚生省健康政策 局長 吉崎 正義君

厚生省年金局長 吉原 健二君

厚生省援護局長 入江 慧君

社会保険庁医療 部長 坂本 龍彦君

社会保険庁年金 部長 長尾 立子君

委員外の出席者

議員 沼川 洋一君

内閣総理大臣官 房参事官 萩原 昇君

議 員 沼川 洋一君

給務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 金課長 石黒 善一君

理事 小沢 辰男君

理事 浜田卓二郎君

理事 村山 富市君

理事 塩田 晋君

伊吹 文明君

古賀 誠君

自見庄三郎君

友納 武人君

長野 祐也君

野呂 昭彦君

笑輪 登君

網岡 雄君

河野 正君

竹村 泰子君

沼川 洋一君

森田 景一君

浦井 洋君

菅 直人君

議員 沼川 洋一君

内閣総理大臣官 房参事官 萩原 昇君

議 員 沼川 洋一君

給務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 金課長 石黒 善一君

社会労働委員会 調査室長 石黒 善一君

委員の異動

四月二十五日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出第二八号)

戸井田委員長 これより会議を開きます。

沼川洋一君外四名提出、地域福祉保健活動の推
進に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を求め
ます。沼川洋一君。

地域福祉保健活動の推進に関する法律案
(本号末尾に掲載)

沼川議員 ただいま議題となりました地域福祉
保健活動の推進に関する法律案につきまして、そ
の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げま
す。

今日、我が国人口の高齢化により六十五歳以上
の高齢者は千九百九十五万六千人で総人口の九
・九%を占め、このうち独居老人は百四十四万七千人
となっております。また、寝たきり老人は、約四十
八万人で、うち約十一万人が特別養護老人ホーム、
約十七万人が病院、約二十七万人が家庭におり、七
十五歳以上のいわゆる後期高齢者は、昭和百五年
には人口の一〇・九%に達すると予測されること
からいって、今後、これら寝たきり老人や痴呆性
老人の大幅増が見込まれる状況にあります。

社会経済情勢の変動に伴う核家族化の進行や勤
労婦人の増加等によって、家庭の介護機能が低下
し続ける中において、介護施設の整備や在宅サ
ービスに関する公的施策は、社会保障制度審議会の
勧告が「著しく立ち遅れ、家庭崩壊や多くの悲劇
を生んでいる」と指摘しているとおりであります。
また、全国に四百万人いると推定される障害者が

完全参加と平等の社会生活を送れるようにするた
めには、地域の連帯に基づく援助、地域社会の整
備等を育成・推進しなければなりません。

特に、近年、厳しい財政事情を背景に社会福祉
は大きな転換期を迎えており、政府は施設中心か
ら在宅中心への政策の重点移行を強調するようにな
ってまいりましたが、現実には保健・医療・福祉
の在宅施策の連携は進まず、また、民間と行政と
の連携も思うように進展していないのが実情であ
ります。

今後、福祉を取り巻く厳しい財政情勢のもとに
あって、高齢社会に突入しつつある我が国が内外
の社会経済変動に対応し活力ある福祉社会を志向
し続けるためには、地域において、保健・医療・福
祉の公私の在宅施策を効率よく組み込んだサービ
ス提供体系を確立するとともに、学校教育や社会
教育を通じ、地域住民全体の福祉及び保健意識を
啓発し向上させる施策を強力に推進する必要があ
ります。

これが、ここに、地域福祉保健活動の推進に関
する法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を
御説明申し上げます。

まず第一に、地域における公的機関及び民間の
福祉や保健に関する活動、つまり、地域福祉保健
活動は、地域住民が身近なところで必要なサービ
スを受けられることを基本として、その多様な
ニーズに総合的にこたえるべく、個人の人格の尊
重に配慮しながら、公的機関と民間団体等との有
機的連携のもとに、有償サービスの導入も考慮し
つつ、相談・訪問サービス・通所サービス・施設介
護等の各般の活動に及ぶものとし、この場合、公
的機関が自己の責任領域について不当に民間団体
に活動をゆだねることがあってはならないように
しております。

本日(の)会議に付した案件

地域福祉保健活動の推進に関する法律案(沼川
洋一君外四名提出、衆法第二三三号)

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関
する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
二七号)

衆議院 沼川 洋一君

内閣総理大臣官 房参事官 萩原 昇君

議員 沼川 洋一君

給務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 金課長 石黒 善一君

社会労働委員会 調査室長 石黒 善一君

議員 沼川 洋一君

内閣総理大臣官 房参事官 萩原 昇君

議 員 沼川 洋一君

給務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 金課長 石黒 善一君

社会労働委員会 調査室長 石黒 善一君

議員 沼川 洋一君

内閣総理大臣官 房参事官 萩原 昇君

議 員 沼川 洋一君

給務庁恩給局恩 給問題審議室長 鳥山 郁男君

大蔵省主計局共 済課長 坂本 導聰君

厚生省年金局長 山口 剛彦君

金課長 金課長 石黒 善一君

第一類第七号

社会労働委員会議録第十九号

昭和六十年四月二十五日

第二に、地域福祉保健活動についての国等の役割として、国は所得保障、生活環境の整備等各般の施策を充実することにより、地域における福祉及び保健の基盤を整備するとともに地域における福祉及び保健の向上に関する指針を示し、地方公共団体等に必要の助言及び援助に努めるものとし、地方公共団体は関係行政組織の整備・体系的な供給体制の確立等全般にわたって積極的に活動する義務を有し、民間団体等は、国及び地方公共団体の施策に協力するものとした。

第三に、福祉及び保健に関する総合的な施策の確立及び民間活動の推進について、公的機関及び民間が共同して調査審議及び連絡調整等を行うため、市(区)町村に、市町村福祉保健活動推進協議会を設置することとし、当該協議会の活動をさらに総合的かつ包括的に行うものとして、都道府県に、都道府県福祉保健活動推進協議会を設置することとする。

第四に、国及び地方公共団体・民間団体の行う各種の在宅福祉保健サービスは、都道府県及び市(区)町村の福祉保健活動推進協議会の協議に基づき、その分担を明らかにし、かつ相互の連携を図りつつ実施されなければならないこととする。

第五に、社会福祉協議会は、都道府県及び市(区)町村の福祉保健活動推進協議会の協議に基づき、地域住民の組織的なボランティア活動を育成する事業及び児童生徒に対するボランティア活動普及事業を、なお一層、推進することとする。

第六に、社会福祉協議会は、ボランティア活動に伴い生ずる損害の補償を内容とする保険の保険料負担や活動に参加する者に対する実費弁償等を目的とする地域福祉保健活動振興基金事業を行うこととする。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手) ○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

○戸井田委員長 内閣提出に係る国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大原亨君。

○大原委員 最初に質問をいたしますことは、援護法と深い関係のある軍人恩給その他恩給法、恩給と密接な関係があります共済年金、そういう関係の調整をこれからどうするかという問題につきまして第一点は質問をいたしたいと思います。

本年度の予算につきましては、その予算に関する予算案と法律案はここで提案をされておられるのであります。しかし、これから、昨日衆議院で最終的に成立いたしました新しい年金と共済年金との関係を考えてながら、申し上げましたそれらの法律案のことを考えてみますと、かなり問題があるように思われます。

そこで、第一番目に質問をいたしたいのは、臨時行政調査会の答申と、それから社会保障制度審議会の答申で述べておられますが、年金改革に関する内容が抑制の措置をとるべきであるという意味のかなり厳しい内容の答申あるいは意見書が出ておられるように承知をいたしております。臨調や制度審議会が答申をいたしたという内容が一体何を指摘をいたしておるかということでありまして、これはだれに答弁していただくのがいいかというふうに思いますが、大臣は別にいたしまして、年金担当大臣でございますが、内閣審議室の年金担当大臣の事務局をやっている人というよりも、恩給局からまず答弁をして、それから進めるのがいいんじゃないかと思うのですが、しかし、我々思わん者があれば拳手をして答弁を求めてもよろしい。だれが答弁しますか。

○鳥山説明員 先生御指摘のとおり、臨調の答申におきましても、恩給につきましては年金制度改革とのバランスを考慮し必要な検討を行うようにという御指摘がございました。また、今日十日に社会保障制度審議会からも、「恩給制度についても、今回の改正との均衡を考慮し、スライドの在り方その他を含め速やかに不平等を是正する等の措置が望まれる。」このような御意見があることは私も十分承知いたしております。

確かに、このたびの公的年金の一元化を目的といたしまして年金改革が着実に進められておるわけでございますが、恩給制度におきましては、その歴史的沿革あるいは基本的性格が異なっておりますために、この公的年金改革の対象とはされていなくてございまして、しかしながら、これらの御指摘もございまして、バランスをとるために必要を見直し、検討ということにつきましては今後とも鋭意進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○大原委員 今度は一斉に政府は共済四法案を提案しておられるわけですが、その審議のときには直ちに問題となってくるわけですね。ですから、私に問題をいたしておられるのは、何を政府としては質問をいたしておられるのか、何を指摘をされたのか、何を検討するのか、そういうことは直ちに問題になることですから、内容的な問題について答弁をいたしたいと思います。

○鳥山説明員 これらの御意見が具体的に何を指しておられるのか、それは私どもの立場で明確にお答えするわけにまいりませんが、具体的に書いてございまして、「スライドの在り方」ということが書いてございまして、これは確かに恩給制度におきましては、相当以前から元公務員に対する年金制度であるという趣旨で公務員給与の改善というものを指標として改定を行ってまいりました。いわばこれが定着いたしておるわけでございますが、このたび、すべての公的年金制度におきまして物価スライド方式をおとりになった場合に、恩給制度だけがひとり従来どおり給与スライドをと

り続けることができるかどうか、これは私ども重大な検討課題である、このように認識し、検討を進めておるところでございます。

○大原委員 これはだれが答弁してもいいのですが、恩給と戦傷病者戦没者遺族等援護法、それから旧法の共済年金法、その年金法で賃金スライド、給与スライドを今までとってきた経過についてあらましの答弁をいただきたい。

○坂本説明員 順序不同でございますが、旧法の関係については御説明申し上げます。

御案内のように、共済年金につきましては、現行共済年金は公務員のペアをにらみ、恩給の改善内容に準じて毎年のように政策改定を行ってきておるところでございます。この新共済年金、現行共済年金と同様に、御指摘の旧法共済年金は旧令共済についても同様の政策改定を賃金スライドによって行ってきたところでございます。

しかしながら、私どもは新しい現在の共済制度につきましては、政府の公的年金一元化の趣旨に沿いまして、先ほど御説明がございましたが、消費者物価による自動スライド制を採用したいというふうにご考えておられます。ただ、御指摘の旧法共済年金につきましては、現行の共済年金とかわりなく、新法ができる前に既に退職された方でございますので、今後恩給の改正内容を踏まえて対応していきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○大原委員 非常に重要な問題なんです。つまり国家公務員であります昭和三十四年から、公共企業体は三十一年から、地方公務員は昭和三十七年から、これは新法に移ってきたわけですね。新法については国民年金、厚生年金法とびつたり同じように物価スライドの自動スライドを本法で決めた、それ以前の問題については、これはこの援護法にも関係するわけでありまして、恩給給付法である、こういうことでもあります。

そうすると、共済年金の政府が出しました既裁定年金については厚生年金方式、通年方式と一般方式、共済方式の二つがあるわけですが、共済方式

は通年方式に切りかえて、そして水準を下げているわけです。金額は変えないけれども、物価スライドをストップすればそれは下がるのですから、切り下げと同じことです。そうすると、旧法に基づく共済関係と恩給や現行援護法とのスライドの関係をどういうふうか処理するかということについて政府が態度を決めない限りは、私は共済年金の審議というものは重要なところで問題が行き詰まると思うのです。

つまり、きょうは援護法と恩給法との関係を中心に議論をし、年金との関係を議論いたしますが、これは審議に協力するわけでもなんでもないわけだけれども、こちらから見ても重要な問題であるから、その内容をどういうふうか受けてとめて旧法や恩給においてあるいは現行援護法においてスライドの問題を処理するのにかということについて、政府はやはり見解を明らかにすべきである。来年度の予算の編成と直ちに関係あることですから明らかにしなければならぬ、こう思います。

○坂本説明員 たいま御指摘の共済年金でございますが、新法共済年金は、御指摘のように国家公務員の場合、昭和三十四年から実施してございまして、これは完全なる社会保険方式で実施してあるところでございまして。したがって、その内容は現在いわゆる一般方式といわれる通年方式、いずれか有利な方が選択できるという形になってございまして。しかしながら、旧法共済年金いわゆる昭和三十四年以前に、旧法の時代におやめになった方、あるいは旧法共済年金、これらの方々については後継がないと申しますが、社会保険方式をとっていないということにございまして、しかも、そういった方々の年金水準というのは非常に低いということも事実上ございまして。申しますのは、現業公務員等が旧法共済年金でございまして、それから、今新共済年金に保障されている通年方式という方式は旧法共済にはございませぬ。したがって、内容、形ともに恩給に準じた内容になっているわけにございまして、今後の恩給の改正をにらんで対応したい。

ただ、旧法、旧令について一言だけ申し上げますと、非常に年金額の低い方々が実態から見て圧倒的であるということは言えようかと思えます。以上でございまして。

○大原委員 年金額については、例えば恩給で、大將、中將、少將というのは別にいたしまして、一般的に低いわけですね。援護法も低いわけですね。しかし、問題は制度をどうするかという問題。そうすると、旧法とか恩給時代、それと新法、国家公務員でしたら昭和三十四年、それ以降はつながって経過をしておる過去の経歴者があるわけですから、恩給や旧法のスライドをどう処理するのかわかると、この態度を決めないと、これから直ちに共済四法の審議に入る窓口のところの問題になってくるわけですね。

ですから、恩給やその他旧法のスライドをどうするのか。スライドだけじゃありませんけれども、建議や意見書がいろいろ出ておりますけれども、恩給局や政府はどういうふうか考えておられるのかということでありまして。これは年金担当大臣や年金担当審議官の問題でもありまして。

○鳥山説明員 御指摘の問題が大変重要な問題であるということも私も十分認識いたしておるところでございまして。ただ、私ども、厚生年金とかあるいは共済の通年方式というものは違っていて、例えば俸給の多寡というものがストレートに年金額に反映されるというような計算の仕組みをとっておるわけにございまして、このような年金制度におきまして物価スライドというような上下一律の率を掛けていくということが果たして本当にいいのだろうかというところが、上下格差がどのくらい開いていくかというような問題点もございまして、今検討を続けているわけにございまして、まことに申しわけない次第でございまして、まだ結論を申し上げる段階にございませぬ。したがって、内容、形ともに恩給に準じた内容になっているわけにございまして、今後の恩給の改正をにらんで対応したい。

とについて非常に大きな問題があるわけですね。しかも年金については出ているのです。この間、恩給法を通すときに内閣委員会と同僚委員から質問があったはずなんです。私も話をしておきまして、非常に不徹底な答弁であったように理解をしております。

しかし、そういう重要なことについて早く決めないで、例えば旧法と新法にまたがっている人がたくさんおるのです。昭和三十四年に新法に移ったわけですね。それから二十数年余りですから、三十年、四十年勤めていて退職する人は皆関係あるわけですね。片一方は国家補償の精神によってやっているんだから社会保険ではないんだ、掛金とは関係ないんだ、これは税金でやるんだ、保険制度とは関係ないというふうか言っても、受け取る国民から見るとやはり問題があるのではないかと、このことを臨調や制度審議会は意見書を出しているわけですね。

私どもはまだ意見を言っておりません。言っておりませぬけれども、出しておるわけですね。そのことをきかちと決めなければ前へ進まないじゃないですか。こういう精神でどうやるのだということとを言うならいいですよ。それをもとにしてこの議論をいたしますから、いつ決めるのですか。

○鳥山説明員 他の各公的年金が物価スライドをおとりになるというような現状を踏まえますと、恩給制度のみが従来どおり給与スライドをとり続けることは非常に難しいのじゃないかと、先基本認識は私も持っておりますけれども、先ほど申し上げたようないろいろな問題点がございまして、今、局内においていろいろ検討をしておるといふのが実情でございまして、早急に今後の方針は固めたい、このように思っております。

○大原委員 そんなことをしてたら共済年金法の審議はストップするよ。私が最初に出て質問するかも知れぬよ。大蔵委員会でもストップするよ。そんなないかけんなこととを逃れようとするのだったら、審議できないじゃないか。建前を分けるならきかちと分けたらいい。いつはつきりするのですか。

○坂本説明員 たいま旧法と新法という御指摘がございましたので、その関係についてのみ御説明申し上げます。

新共済年金、現行の共済年金は、御指摘のように旧法時代あるいは恩給時代の期間を持っている方々もございまして。しかし、それを含めて現行共済年金制度として完全に取り込んでおる。その結果、例えば通年方式というような方式も保障されているわけにございまして。しかしながら、旧法、旧令年金と申しますのは、恩給と同様の一般方式しか保障されていない。しかも、当時の実態から見て年金額も非常に低いという実態でございまして。したがって、旧法、旧令共済は恩給と全く同じ形式をとっておりますので、こういった実態も踏まえながら、あるいは恩給の改正方向も踏まえて対応していきたい。新法は完全に社会保険方式として公的年金一元化の線に沿って対応していきたいと考えております。

○大原委員 私の質問に答えていないんだ。僕が言っているのは、恩給や現行援護法について来年度以降の方針を決めないと、またがっている人の措置をどうするかということを含めて公平な措置ができないのじゃないか。だから、恩給や現行援護法のスライドに対する考え方についてどういう方針をどうとらえているのかをまず明確にして、恩給、旧法と新法とのつながりをどうするかということとをきかちとしないければ公平な措置はできないですよ、経過をずっと考えてみたら、できないでしよう。だれが考えたってできない。

つまり、またがっている人は、昭和三十四年から二十数年たつておるわけだから、それ以前からの三十年、四十年の人がいっぱいおるわけだから、そういう人は旧法の適用になるわけですね、恩給法と同じですから。その人を通年方式でばきつと切つて足踏みをさせるわけだ。新しい共済四法の提案はそういうふうかになっているわけ。ですから、まず恩給をどうするのだ、恩給や援護法のスライドをこれからどうするのだということを理論

的にも制度的にもびしっと中身をはっきりしななければいけないかということをお私に言っているのです。今はっきりしていないということをお言ったのだから、いつはっきりしますか。

○鳥山説明員 このたびの共済年金改正法を拝見しましたところ、共済年金の物価スライド方式というものは、まず暦年六十一年の物価を基準としたしまして、それ以後の例えは六十一年の物価が五%以上上昇したというときに、六十一年の四月から合わせていこう、こういうような案が盛り込まれているというふうには私も理解いたしております。

そういたしますと、本格的な物価スライド方式というのがそういうことで始まるといういたしますと、その時期までには私も対応を考えなければならぬわけですが、当面は六十一年度のスライドをどうするかということが問題でございます。これは先ほど来申し上げたようないろいろな問題はございますけれども、六十一年の概算要求までは何とか目安をつけた、このように考えて今努力をいたしておるところでございます。

○大原委員 今の答弁は、八月末に概算要求を出すときまでにその方針を決める、こういうのだな。そういう意味だね。

○鳥山説明員 六十一年度の恩給の改定をどうするかということにつきましては、やはり概算要求と密接な関係がございますので、それまでには鋭意検討を進めて結論を得たいというふうに考えておりますが、まことに申しわけございませんが、まだその結論を得るに至っていない段階でございますので、ひとつ御了承いただきたいと存じます。

○大原委員 つまり、恩給とか現行援護法とか旧令共済とかというふうなものについてはどういふ基本的な考え方で、国家補償なら国家補償でいいわけですか、スライドについてはあるいは年金改定について、あるいは今までの積み上げについてはどういふふうな考えかというところについてはきちっとした考えがなければいかぬ。それならそれ

を出さなければいかぬのです。原則として新法は社会保険方式をとったのだから、それはそのとおりです。そのことがはっきりいえないのか、あなたができなかったら、今あなたの上はだれだ、あなたよりえらいのはだれかね。順番に一番上の方まで言ってみる。中曾根総理大臣は別だ、これは。それを答弁してごらん。あなたの上を答弁してごらん。

○鳥山説明員 恩給局長は恩給局長でございます。大原委員「それからその上は」と呼ぶ総務庁長官でございます。

○大原委員 こんなことでもう三十分たつたけれども、これはあと恩給局長のひとり出席をこれが終わるまでに私は求める。後藤田長官というのじやちよつと無理だろうし、呼んでもわからぬだろうから。

その次は、これは年金給みですが、坂本課長、あなたのところへ。防衛庁の共済組合は、これは将来どうするの。国家補償の精神でいくの。

○坂本説明員 たいま御指摘の防衛庁の自衛官につきましては、問題が御指摘のようにござい

と申しますのは、自衛官の定年制が一般公務員六十歳と異なりまして、階級によって違いますが、五十一歳とか五十二歳とかという定年制になって

ございます。したがって、そういう定年制の実態が違ふということから支給開始年齢を六十歳に持っていくということにはまだ無理があるということ、五十五歳支給開始年齢を今回の改正案ではそのまま存置しているという形をとっております。しかしながら、その結果、御指摘のように支給開始年齢が早いということ、現役に対するOBの数が圧倒的に多いということ、ございませうから、保険料負担が非常に膨大なものになるということ、十分予想されること、ございませう。したがって、この問題もし仮に支給開始年齢が定年制等の関係で五十五歳ということにするならば、当然保険料負担がらいつて限界がある。つまり社会保険の範疇で解決することは難しいと

いうこととございまして、現行の共済年金は社会保険方式をとっておりますので、この社会保険方式をとっている共済の範疇の中では解決が難しい。したがって、何か別途の方策を講ずべきであるというのが、私どもの、国共審の御意見でございます。

こういった点を踏まえて防衛庁あるいは私ども政府部内において、今後、この支給開始年齢との関係で防衛庁の自衛官の共済年金あるいは他の施策について早急に検討を行いたいというふうな考えでおります。

○大原委員 だから、共済四法を出しておつても、その問題は解決してないのでしよう。この問題は解決しないまま出しておるのだから。国家公務員共済組合法の適用を自衛官は受けています。しかしながら、下士官は定年が五十歳でしよう、五十二か五十一か。五十一から年金をもらうと、これは幾ら何だつて掛金を払う期間よりもらう期間の方が長いから、これはとてもじゃない、成立しない。しかしながら、兵隊とか下士官の場合は三年とか四年ぐらいでやめるでしよう。やめた場合には、他の厚生年金や共済年金へ行つた場合には通算するのだから。片っ方は恩給給みで自衛官の年金を議論しながら、片っ方は社会保険との通算をやるというふうな、虫のよい、勝手な考え方で議論をしているように私は思われる。聞いていないけれども、大体そうだと思う。結論が出ないということは、そうでしょう。これは重要な問題について結論が出ていないじやないですか、こういう問題について。この問題は議論しておると中心点がそれるから、ここまでにとめておきます。

そこで問題は、賃上げスライドを援護法がずつととつていって、四月に賃上げスライドをやつて、そして賃上げスライド以降に八月には現行援護法も増額の措置をとるといふことを今まで重ねてきたわけでありませう。これはどういふ立法の趣旨ですか。

○入江政府委員 御承知のように、援護年金は、

恩給法が戦傷病者あるいは戦没者の特別の事情に着目して改善をやってきておるのに準じまして、援護年金は要するに恩給におきます公務員扶助料あるいは増加恩給に相当する給付でございますので、その恩給の改善方式に準じて今お話のあったような改善を従来から行つてきているということとでございます。

○大原委員 増額措置というのは、八月に増額措置をとつていませう。恩給法もそうだし、現行援護法もそうですが、提案もそうですが、本年はそういうものをとつていませう。その立法の趣旨というのは公務員扶助料等の関係もあると思うのです。もう一回、立法の趣旨はどういう趣旨なんです。八月に二万五千円程度増額しますね。その趣旨はどういうことなんです。

○入江政府委員 たいま申し上げましたように、援護法は、対象者が恩給法の場合とは主として軍人、私どもの方は軍属、準軍属ということでございますが、法律の考え方が国との特別の関係にある方に対する国家補償の精神に基づく援護ということになっておりますので、恩給法が先ほど申し上げましたように戦没者なりあるいは戦傷病者の置かれていた特別の事情に基づきまして、二段階といひます。八月からプラスアルファの改善をやっておるといふことにかんがみまして、それに準じた改正を行つてきているということとでございます。

○大原委員 八月の増額措置を一年に二回、四月にやつて八月にやつていませう、その実施している範囲はどの範囲ですか。

○入江政府委員 援護年金につきましては、遺族年金、遺族給与金、障害年金、すべてについてやっております。

○大原委員 恩給はどうですか。

○鳥山説明員 公務員給与の改善に伴います基本的改善は四月から行つておりますけれども、それ以外の特別な改善は八月というふうな整理いたしております。

○大原委員 その範囲は、全部。

○鳥山説明員 今回八月実施にいたしましたのは、御指摘の公務関係扶助料の特別改善、それから傷病恩給の特別改善、さらに普通扶助料の特別改善、それから傷病者遺族特別年金の特別改善、これらでございます。

○大原委員 スライドの関係についてはそういう点が援護法では問題となるでしょうが、これは厚生年金には加給年金があるし、そういうこと等も考えて、非常に金額が少ないところは増額していった、底上げをした、こういうことだと思っております。これは一つの理由です。これは将来も続けていくわけですか。この現行援護法出ておりますが、このことは来年も続けていきますか、どうするのですか。

○入江政府委員 援護法といましては、六十九年度以降も恩給法の改善の動向を見ながらそれに準じた改善をやってまいりたいと考えております。

○大原委員 飛び飛びになってなんですけれども、今度はここで今議題になっております国民年金法のスライドの問題です。ここに移動してまいりますが、国民年金のスライドですが、今度は、きのう最終決定しました法律では、国民年金、厚生年金は自動スライドで本法で五%と決めただけです。五%と決めた場合に、これは今までは五%以上というふうに決めただけですけれども、積み残しは次の年度に行くわけですが、どれだけの積み残しが、今何%の積み残しがあるのか。これはもう一回ここで議論になったと思いますが、答弁してください。

○吉原政府委員 五十七年度までは、前年の消費者物価の上昇率に応じて年金額の改定をやっております。その間の乖離といいますが積み残し分というのはなかったわけでございます。

五十八年度は、五十七年の消費者物価上昇率が二・四%でございましたけれども、年金額の改定はいわば行われなかった、つまり凍結をされたわけでございます。その分が残された、消費者物価分の積み残しが二・四%あったわけでございます。

五十九年度は、五十七年と五十八年の物価上昇率を合せて四・四%あったわけでございます。すけれども、公務員給与等の改定に合せて二%の特例的なスライドが行われたわけでございます。そういうことで、積み残し分が四・四%と二%の差額、厳密に言いますと五十九年度は二・三%積み残しがあったわけでございます。

本年度、六十年でございまして、五十九年度の消費者物価上昇率、それまでの積み残し分二・三%と五十九年度単年度の消費者物価上昇率二・四%という見込みでございまして、合せて四・八%物価の上昇が五十九年度までであったわけでございますけれども、六十年でございまして三・四%の改定をすることにしておりまして、本年度における積み残し分は一・三%ということになるわけでございます。

○大原委員 つまり五%以上にしておくれけれども、法律をつくって特例の措置をするあるいはストップをするということをお答えのとおり最近重ねてきたわけですね。臨調絡みで、あるいは人事院勧告絡みで重ねてきたわけですね。五%以上というのは、五%以上のときに具体的にスライドするけれども、それ以下であっても年金の実質価値を維持するために物価スライドというのは当然なすべきであるというのがスライドの原則であると思うが、いかがですか。

○吉原政府委員 年金額というものが実質的な生活保障として機能していくためには、消費者物価が上昇した場合にはおおよそそれに見合せて年金額も改定していく必要があるというのが、御指摘のとおり基本的な考え方であることは間違いないと思っております。ただ、実際に物価の上昇率がどんなに低くてもその額でもって年金額をそれに全く合わせた形で改定していかなければならぬかといえますと、現在のまま五%という考え方でもございまして、この制度は御承知のように昭和四十八年に物価スライドの制度というものが導入されたわけでございます。そのときの考え方を申し上げますと、もう御案

内のとおりだと思えますけれども、人事院勧告が大体毎年五%以上賃金に官民較差が生じた場合に勧告をすることになっていくこと、それから当時の消費者物価上昇率が大体五%程度であったということ、それからその当時の政府の経済計画におきましても大体毎年五%程度の物価上昇を見込んでいたということ、それから社会保障制度審議会なり社会保険審議会も大体五%程度の年金の物価改定の目安にすべきであるという意見をもつて出されてきたということ、そういったようなことから法律上のスライドとしては五%ということになっていくわけでございます。

私どもも、過去においてもございまして五%以上上がったときに必ずその率に応じてスライドということにございまして、単年度の物価上昇率が五%に満たない場合におきましては先ほど申し上げましたようにその率で特例的にやってきましたこともありまして、あるいはいろいろその他の恩給なり共済の改定がどうなるか、それとの関連も見ながら年金額の改定をやってきた、あるいは場合によっては全くやらなかったこともあるわけでございますけれども、私は必ずしも、物価がどんなに小さくても上がれば必ずその率で年金額を何何でも改定しなければならぬというふうには考えていないわけでございます。

○大原委員 ただ、それは基本的な議論になるが、年金は実質的な価値を維持することは絶対大切なことです。自動スライドで本則に入れて勝手にできないようにする。そういう意味は、五%以下であってもやるべきだという原則がなければこれは五%という意味がないではないか、こういう議論をしたわけですか。あなたはやっぱりもうやめでもいようなことを言いたければ、それはちょっとおかしいのじゃないか、その答弁は、あなたのその答弁、私は満足だけれども、それは大臣に答弁してもらおうか、それとも山口課長に答弁させようか、下の方へ行くかな、それとも上へ行くかな。

○吉原政府委員 基本的な考え方は、おっしゃる通りに五%以上の場合には当然のこととし、五%以下の場合においても可能な限りその率に見合った上昇なり改定をしていかなければならないというの、もう基本的には私もそう考えているわけでございますが、法律上の義務として毎年の国民年金、厚生年金だけやらなければならぬか、あるいはそのときどきの国の財政の事情もございまして、恩給なり共済の扱いといったものも見ながらそれとバランスのとれた形でやっていくというのも年金額の改定に当たって十分考えなければならぬことだと思っております。

○大原委員 趣旨については、私の質問したとおりだということに受け取っております。それで恩給局—人事院勧告、給与ベースでやってきて、今度はストップをしたり、人事院勧告に従って二%か幾らかやつたりしてきたが、賃金ベース、給与ベースでスライドをすればとすると最近の五十七年以降の状況の中でどれだけの積み残しがあるのですか。

○鳥山説明員 正確にお答えする資料を持っておりませんが、昨年の人事院勧告が六・四四だったと思います。それで本年度が三・四でございまして、ごく大ざっぱに申し上げてその差ということになろうかと思っております。(大原委員「幾ら」と呼ぶ)約三%程度かと思っております。

○大原委員 その三%の積み残しは後で取り返すという考えですか。

○鳥山説明員 公務員給与の改定において昨年、今後も本年程度の積み上げをやりたいというふうな御趣旨の官房長官談話等がございましたので、もし今後ともそのような方向で進められるとしますと、私も公務員給与をそのまま反映してその積み残し分を解消していくという方向でやってまいりたいと思っております。

○大原委員 年金については、物価スライドという観点からいうと厚生年金、国民年金一・三%の積み残し、給与改定のベース、恩給ベースからい

うと三%以上の積み残し、こういうふうには答弁があつたわけですね。

最初の議論に戻るわけですが、将来どういうふうにするかということによってまたこの問題については大きな問題が出てくるということになります。ただし、今までの恩給とか、そういう人事院勸告並みのベース改定は別に法律があるわけではないわけでしょう。実際上の措置で賃金にスライドをして価値を維持した、そういうことですね。ですから、法律はなかったのですが、今度は共済組合も法律ができるわけですから、恩給法は共済組合法、厚生年金をにらんでやるのか、それとも給与、人事院勸告等をにらんでやるのかということになるし、それと一緒に、参議院の段階で我が党からも強く議論があつた年金のスライドの問題があります。

これは五年ごとの再計算があります。五年ごとの再計算で賃金のおくれをカバーしていくという考え方で物価の自動スライドと一緒に組ましてやるのか、こういう政策の選択があるわけです。その問題については恩給局は検討しておりますか。

○鳥山説明員 恩給につきましては、もし今後物価スライドということに切りかえていくようなことになるといたしますれば、ただいま先生御指摘のように、もしほかの制度におきまして何年か、まあ五年置きくらいに給与スライド的な要素を取り入れられるという段階には、私どもも同じような措置をとるといふことも有力な一つの方法ではなからうかと考えてはおります。

○大原委員 それから年金局、今物価スライドの問題をやっているんですが、私は外国には五%の線引きをしたスライドの制度はないと思うのだがね。外国の立法例について、大体外国ではどういふふうになっていきますか。

○山口説明員 諸外国のスライドの例でございますが、物価スライドをしております。例えばアメリカにおきましては三%以上ということになっておりますし、スウェーデンにおきましては物価の上昇率で改定をするという規定になっております。

す。またイギリスも大体そういうことでございませう。西ドイツは御案内のとおり賃金上昇率でスライドをするということになっております。ただし、これらいずれも制度的にはこういうことになっておりませうけれども、各国とも近年財政事情等も大変厳しいということもございまして、実際は物価スライドの時期をずらす、制度的に特別な措置を講じてずらすというようなことをかなり政策的にやっておりますし、必ずしもこの規定どおりにスライドに物価スライドが行われておるといふ状況にはないというふうに承知しております。

○大原委員 外国の方ではどんな制限しておられるの。物価スライドをやらないとか、どんな制限しておられるの。それは立法の例としては非常に参考になる意見ですからね。物価スライドもやらない、賃金スライドもやらないというふうな年金があるの。

○山口説明員 例えば西ドイツにおきましては賃金スライドをとっておるわけでございませうけれども、一九七七年の例で申し上げますと、通常の賃金スライドの時期を半年おくらせるといふようなことをいたしております。それから一九七八年にございましては、そのスライドの率につきまして実際の賃金上昇率とは別に何年度は何%かしきないという特別の率を決めまして改定をしているというふうなことがございます。手元に資料がございませうが、物価スライドの国につきましても、主としてその実施時期をおくらせるといふようなこととで、財政事情等考慮した特別なスライド措置がとられておるといふのが近年の状況であろうかと思ひます。

○大原委員 物価スライドでも西ドイツのような賃金スライドでも、特に賃金の場合には実施の時期についていろいろなことを配慮するという場合がある。しかし、日本の場合は、四月からやるといふけれども一年間おくらせているんです。賃金スライドで言えば春闘のやつが次の年から行くんですから、一年おくらねえんです。ですから、皆タイムラグが若干あるんです。しかし、これはできるだけ

縮める。特に物価スライドにおいては原則としてタイムラグがあつてはならぬということが年金制度の基本である。安定、安定ということが基本であると思う。それを保障しなかつたら年金制度にならぬ。

そこで、今までのことをスライドの問題だけに締めくくって質問をいたしますと、本則でスライドを決めたということと、国民年金、厚生年金、今度引き続いて共済年金も五年ごとの再評価のときに賃金水準を考へて是正するという考へ方に統一をしたわけですね。しかしながら、そういうふうな二段階でやる、今までの厚生年金のような方式を是認するにしまして、五%という線引きをしておいて、そして賃金との関係、人事院勸告との関係でほととくわけにいかないから物価スライドは二%でも特例措置でやるといふような法律をつくる。外国のように、物価スライドについては一年おくれになるけれども五%というふうな制限をつけなくておいて、原則としてそのままやることにしておけばこういう法律を出す必要はない。毎年毎年特例措置をやる必要はない。それだけあなたの方の手も省けるし、国会の手も省けるわけですね。それが行政改革だろう。物価スライドはするといふ原則を決めておいて、日本みたいに五%ということになれば、五%に達するまではこれは先送りになるのだから、年金受給者にとつてみると実施の時期をすつと延ばすことになるのですから、それで五%という水準が適当であるかどうかという議論が出てくるわけですね。

国際的な立法例を見ても、今の答弁でもわかるように物価スライドのところはないわけですね。五%で線引きをしているところはないわけですね。賃金スライドのやり方は、毎年やる方式もあるし、あるいは五年ごと生活水準、賃金水準に見合つて見直すという方式もあるでしょう。ですから、そういうことについて法律の五%という制限をなすことを将来は考へるべきである。それは不可能なことではないわけですね。一月から十二月までの物価の上昇率を平均して、それで四月からや

るといふふうな方式にしておけばいいわけですね。予算編成との関係を考へても不可能ではないのですし、そういうふうにしておきますと、二%やら、三%何%やらというふうな特例措置で法律を変へることも必要ないのではないかと、その方が合理的ではないか。

賃金スライドということを私どもは言うのですけれども、賃金スライドのやり方についてはいろいろ問題があるだろう。しかし、物価スライドについてはそういう五%というふうな決め方は根本的に間違ひではないか、物価スライドだけは絶対にやらなければ、どういふ中身をつくるにいたしまして年金制度の安定にはならないと私は思うわけですね。

以上、質問いたしましたのが、総理大臣じゃなしに増岡厚生大臣、将来総理大臣だけれども、増岡厚生大臣の見解を聞きまして、もう時間は随分過ぎたけれども、次に進みます。

○増岡国務大臣 この五%事項はいわば人事院勸告の制度との均衡というふうな理屈もございませうけれども、事実上は過去におきましてもできるだけ物価に合せてやってきておるわけでございまして、御趣旨もつともな点もございまして、今後の研究課題とさせていただきますと思ひます。

○大原委員 早く総理大臣になってくださいよ。今度は、第三の問題は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のプロパーの問題です。そこで問題は、準軍属の問題であります。準軍属の中で一号は被徴用者であります。二号は戦闘参加者であります。戦闘参加者の概念、それから対象人員、それを答弁してください。

○入江政府委員 戦闘参加者と申しますのは、軍の要請に基づいて戦闘に参加した者ということになっております。それで、現在障害年金を受けております者が七百三十七件、遺族給与金が八千九百九十九件、甲慰金が六万四千四百四十四件ということになっております。

と、戦闘参加者というのはいつからいつ

までの戦闘参加者で、そして遺族給与金は、今、話
がありましたが八千九百九件です。これは
その中身はどうなんでしょうか、対象は。

○入江政府委員 これの大部分は、沖繩におきま
して、あそこは御存じのように本島の島全体が戦
場になったわけですが、あそこで軍の要
請に基づいて戦闘に参加した者が大部分でありま
す。

○大原委員 それ以外にありますか。それだけで
しょう。沖繩だけでしょう。

○入江政府委員 数はちよつと把握しておりませ
んけれども、戦場になりました南方で戦闘に参加
した方などが若干含まれております。

○大原委員 それはサイパン島とか硫黄島とか、
そういうところですか。そういうところで非戦闘
員で参加した人が入っていますね。中身はわかり
ますか。

○入江政府委員 中身はわかりません。

○大原委員 あなたはわからぬでも下はわかる。
課長でも何でもいいよ。

○入江政府委員 例えばサイパンが何名というよ
うな地域別の統計はとっておりませんので。

○大原委員 それで、沖繩の場合は何年何月の空
襲以降ですか。

○入江政府委員 昭和十九年十月十日以降の戦闘
参加者を対象にしております。

○大原委員 それ以降空襲等で死んだ方の遺族に
対して遺族給与金を出しているのですか。

○入江政府委員 その十月十日以降に戦闘参加と
いう実態が認められた方が亡くなった場合には遺
族給与金……。

○大原委員 沖繩の敵前上陸はいつですか。

○入江政府委員 二十年四月一日でございます。

○大原委員 十九年の十月から四月一日の間、そ
の中で空襲で完全に制空権をとられた中で爆撃を
受けた、いつ空襲隊がおられるかもわからないし、
敵前上陸があるかもわからぬ。こういう沖繩本島
の戦闘状況として判断した場合に、戦闘員、非戦
闘員を区別することなく、非戦闘員も戦闘参加者

で援護の対象にしたわけですね。年齢についての
制限はありますか。性別の制限はありますか。

○入江政府委員 性別の制限はございません。年
齢につきましては一応六歳を限度としております
が、六歳未満でも実態が戦闘参加と認められた場
合には、援護法の援護を行っております。

○大原委員 私は当然だと思っております。つまり、
そういう緊迫した状況で、いつ敵前上陸があるか
もわからぬということ、そして戦闘状況にあつ
たところで空襲だけがせたり死んだ人は、年齢に
制限なしにすべて戦闘参加者として準軍属の中に
入れた、そういうふうには私が理解しているのはいい
ですか。

○入江政府委員 要するに、十月十日以降に軍の
要請に基づいて、具体的に言いますと、例えば陣
地構築でありますとか弾丸運びとか、そういう戦
闘に参加した者は援護の対象にしております。

○大原委員 それは小学生、六歳でも五歳でも四
歳でも、ただし、これは法律は何もないけれども
軍の要請に基づいて協力した。それ以外の焼夷弾
その他爆弾で亡くなった人はどうですか。

○入江政府委員 戦闘参加者はあくまでも軍の要
請に基づいて戦闘に参加したということが要件で
ございまして、一般に軍の要請に基づかないで、
例えば家の仕事をしておいてそこに焼夷弾が落ち
てけがをしたあるいは亡くなったという方々は援
護の対象になっておりません。

○大原委員 それはだれが判断するのですか。

○入江政府委員 それは申請があつた場合につい
ております証言その他でこちらで認定権者が判断
するということになります。

○大原委員 実際上は六歳以下でも——六歳以下
はどのくらいあるかわかりませんか。

○入江政府委員 六歳未満で大体千件くらい裁定
しております。

○大原委員 この問題と、もう一つ時間の関係で
進めてまいりますが、準軍属の中で第七号の防空
従事者ですね、これの準軍属といたしまして認め
られた範囲、それから対象人員、それはどうです

か。

○入江政府委員 防空従事者は大きく分けて二つ
になりまして、一つは防空監視隊員、もう一つは
防空従事者ということになりまして、この防空従
事者には医療従事者あるいは警防団員なんかを含
まれますが、大きく分けまして監視隊員と従事者
になります。どれぐらい対象かということござ
いますので、申慰金について申し上げますと、
防空監視隊員が五十件、防空従事者は二千六百五
十四件ということになっております。

○大原委員 防空従事者の中で、これは地域的に
例えば東京空襲とか広島原爆とか、そういう地
域について大体の対象人員はわかりますか。

○入江政府委員 防空従事者について概数で申し
上げますと、東京が約六百件、広島が三百三十件
ということになっております。

○大原委員 その他、大きいところはどこですか。

○入江政府委員 ちよつと手元に広島と東京しか
持つてまいりませんでしたので、ほかの県は現在
資料はございません。

○大原委員 大臣、時間もありませんが、私は援
護法の審議のときにこういう議論をしてきたわけ
ですよ。大臣はいつまでも大臣をしてみたい
のだけれども、今まで、一年ごとに皆さんかわ
るからね。だから、そのたびごとに一応言ってお
かないと、後へ伝わらぬですから言っておるの
ですが、つまり、戦争犠牲者に対する援護措置とい
うものについて、これは今まで政府がいろいろな
線引きをしてきたわけですよ。そして、国会で議論
いたしまして、その線引きの範囲を拡大してき
たわけですよ。第七号の準軍属は、今申し上げま
したものは、これは旧防空法ですね。それは資料を
見なくてもいいですよ。大臣答弁だから、大臣答
弁というのは漠然としておるのが大体前提である
から……。

それで、旧防空法というのは、これは内務大臣
が管轄しておったのですよ。当時の、終戦のとき
は内務次官は瀧尾弘吉、それから外務次官は、後
で時間があれば言うのですが、松本俊一、それか

ら主税局長が池田勇人、皆二区に関係がある。こ
こもそうじゃないか。松本俊一がそうだし、瀧尾
弘吉は一区だね。しかし、どうせ能美島だから二
区みたいなものだから。そういうのが皆いたわけ
ですよ。旧防空法は——その是非は別ですよ。旧
防空法については、ボランティアだから、自発的
に生命財産を守るために組織をつくってやるの
で、警防団をつくり、地域の隣組や町内会や
とか、こういう地域でやるのか、そしてボランタ
リーだから命令じゃないんだ、こういうことで、
最初は準軍属にしなければならぬ。切つてしまっ
たのです。

それを私も取り上げて議論しまして、昭和四十
九年に初めて旧防空法は第七号に入れたわけで
す。これはすつと入れますと、地域とか地域で竹
やりをやったり、バケツリレーをやったりして
やつておつた連中も、終わりには総動員体制、戦
闘体制に移行するわけですから、これも全部国と
の関係があるんだという議論が一つあるわけで
す。その議論から、例えば原爆については特別権
力関係がないから、非戦闘員はだめだというふう
にやつたものを崩して、警防団、医療従事者、す
から医師、歯科医師、看護婦、助産婦、薬剤師、そ
ういう範囲までは入れて、今のこういうのになつ
た。ただし、これは時間的な制限はなかった。時間
的な制限というのは、三月十日の東京空襲のとき
も、これは適用したわけですよ。

もう一つの戦争犠牲者に対する公平な援護のア
プローチとしましては、これは今言いましたよう
に、戦闘参加者の概念がある。これは沖繩である
わけですよ。沖繩は敵前上陸がないときも、軍に対
して協力したという場合には、義勇隊であろうが
なかろうが全部、子供でも弾運びを手伝ったとか
いろいろなことで陣地構築その他の協力をしたと
いうことを申し出ると、非戦闘員であっても、法
律はなくても、沖繩本島は戦闘地域であるとい
うことで地域を指定して、あるいは硫黄島とかサイ
パンもあるわけですが、まだそれは別の条項があ
りますよ。別の条項では、六号には準戦地 準事変

地被徴用軍属とか、そういうのがある。そういう戦場地域になってくると戦闘員も非戦闘員も差別がない、こういう状況があるわけです。

その議論の一つの重要な手がかりとしてやったのが、今まで議論いたしましたのは、第八十七回の臨時帝國議會があるわけです。これは六月九日から十日、十一日まで二日間ほど会期を決めて臨時帝國議會を空襲下に開いたわけです。そして会期を二日間延長いたしました十三日に終わっております。その中でやりました法律案というのは、これは戦時緊急措置法案と国民義勇兵役法案であります。六月九日、十日ですから、そのころは、帝國議會の秘密会であるように、表面では沖繩は放棄しないということをやっているのですが、日本の陸軍はこれはもう完全に放棄をするということの方針を決めておいたわけですよ。もう通告してあったものですから、二十日ごろに牛島中将が自殺をしているわけです。自決をしまして、後は頼むと言って投げ出すわけです。

ですから、その帝國議會をやったときには、沖繩が完全に陥落をして、そこを基地として、サイパンやテニアンや硫黄島やグアム島からだけではなしに、日本の本土は完全な制空権下で、身近なところで嘉手納空港も読谷もやられたわけですから、その飛行場から日本は空襲を受けて、そしていよいよ本土に、どこに上陸するかということはいわれないけれども、本土上陸ということは一斉に大空襲を日本本土にわたってやったわけですよ。東京空襲の本が出ておりますが、それ以外にもその状況はつぶさにわかっておられるわけです。これは岩波の本ですが、全部わかっておられるわけです。

そこで、今までの、ここにある国民義勇隊に関する件というのは三月二十三日です。国民義勇隊に関する件というのは、第三号の準軍属です。これは三月二十三日の閣議において決定しておるのですが、これは内務大臣の所管です。国民義勇隊を組織して戦闘隊に移行するわけですけれども、それはもう戦後占領軍に対しましては封印をしておいたわけですけれども、封印を解除させたわけ

ですが、そういうことで閣議決定で内務大臣を中心をやっておいたわけですよ。義勇隊の本部長は内務大臣で、灘尾次官は副本部長。それではいけないということで、国民義勇兵役法を六月九日、十日に臨時帝國議會を開きまして、秘密会で情勢報告をした上で、沖繩はもうだめだから本土決戦をするんだということをやったわけですよ。

国民義勇兵役法は施行されておいたわけですよ。施行されたけれども、実際に発動されなかったといつて政府は答弁するわけです。強弁であります。それは個人個人には召集令状は出ないといふことになっておるのですから、今までの義勇隊とか愛国婦人会とか青年団とか職域とかいふものに、必要に応じてほんばん個人でも団体でも命令を下せば義勇兵役に服するという事になって本土決戦をやる。そのことは詳細にやっております。七月七日に完全に沖繩は戦争が終わったという宣言をしておられるわけです。牛島中将が自決したのは二十日前後ですよ、二十三日ころかな。

ですから、八月六日はすぐなんですけれども、そういう点から言うならば、戦闘員も非戦闘員も境がない状況の中において最終段階を迎えて、広島、長崎へとどめを刺されたということになるわけです。それがしかも非人道的な後遺症を残すような問題で、国際法上も非常に大きな議論のある問題である、こういう議論なんです。ですから、どこかで線引きをするということで、軍人恩給を後で復活するわけですけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法をまず実施いたしまして、援護法では遺族と障害者に対する弔慰金等の補償をしたわけでありまして。

私は、原子爆弾の二法についていろいろ議論をこれからいたしますが、援護法の適用ということとをめぐっても、あるいは沖繩の戦闘参加者の状況等を考えても、浜松や釜石やそういうところ、八幡の場合もそうですが、艦砲射撃なんかあったわけですから、終戦もそのころの段階になりますと騒然としておいたわけですよ。ですから、そういう状況のときにおける戦闘員と非戦闘員を

差別することはできないだけではないに、原爆という非人道的な後遺症を残すような毒ガス以上の兵器を使っている場合には、弔慰金というふうなものも当然国としては出すべきなんです。死没者に対する弔慰金等は当然出すべきだ、弔慰金の制度は現行援護法にあるわけですから。全体の立法の均衡上からもそのことを真剣に考えなければならぬ、大まかに言えば、そういうふうな指摘をしてきたわけですよ。論争してきただけです。

それに対しては、その当時の事情はよく理解できるという今までの答弁もありましたし、あるいはへ理屈をつけるのは、六月の臨時帝國議會で、国民義勇兵役法は緊急物資調達法を含めて二法が成立したけれども、勅令その他実施をされておるけれども、実際には発動されなかったというへ理屈をこねるわけでありまして。これはへ理屈だよ。だから、そのことは実際の法律の当時の議事録、審議の中身等を見ないで勝手に今の段階で線引きをして、それを合理化するためである。こういう主張は私は放棄してないわけですよ。これはへ理屈なんです。あなたはこの間援護局長になつたばかりで、全然わかっておるはずなのだから、きのうかおとといちよつとレクチャーを受けただけでしょう。よほど私の方がよく知っているのだから。

そういうことを考えた場合に、沖繩では戦闘参加者は、十月からですよ、上陸のないときからのことについて戦闘に協力したということになれば、法律があろうがなからうが、六歳以下であっても援護法を適用するという事で一千名以上も準軍属にしたわけですから、一遍にそこまで行かなくても、弔慰金ぐらゐ考えたらどうだ、こういうことです。原爆なんかにしても、こんなに大きな被害を及ぼしている。弔慰金に鼻もひっかけない、葬儀費についてもさかのぼって出さない、こういうことなどは、私は法のものにおける平等からいっても許しがたいことではないかと思うのです。これはほかの局長とか課長がぐずぐず言っておたつてしようがないから、大臣が國務大臣と

して、私が質問した趣旨は理解できますか。あなたが言つたつて、また時間がかかりますよ。

○入江政府委員 援護法の適用の問題でございますので、まず私から答弁させていただきますが、御存じのように、援護法は、軍属、準軍属と言いますように国との関係で一定の関係がある者に対する国家補償という制度になっております。したがって、戦闘参加者も軍の要請によりということとで国との関係が生じているわけでございます。もう一つ、御指摘のありました防空監視員あるいは防空従事者、これもそれぞれ出るところは違いますが、それでも指定書というようなものが出ておりますので、それで国との関係を認めまして四十九年ですか準軍属に加えたわけでございます。

もう一つ、御指摘の義勇兵役法でございますが、この義勇兵役法は六月二十三日に施行になって、実際には発動していません。そのとおりでございます。先ほど、義勇兵役法に基づいては召集令書は出ないことになっておるということでございますが、確かに召集令書は出ないのでございまして、細かく見ますけれども、管区司令官が、大臣の了解を得まして義勇戦闘隊を編成するという命令を受けて、その命令を受けた管区司令官が市町村長に命令して、市町村長が原簿をつくって要するに実際に活用するという仕組みになっておるわけでございますが、実際に一般住民に対してはそういう命令が下っていないという意味で、実際にこれは動かなかったたので援護法の対象にできないということを申し上げてござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。戦域につきましては、御存じのように、鉄道あるいは海運、船舶につきましては戦闘隊が編成されたわけでございますけれども、それもそのままでございまして、準備体制は整ったけれども、実際に戦闘行為に入らなかったということと、国との命令関係といえますが、関係が生じなかったたので援護法の対象にできないというのが実態でござい

ます。

○大原委員 それは、長い時間がかかるから今の答弁だけで言うと、例えば船舶とか鉄道とか、ずっと問題になった電気通信、これは通信が非常にあいまいになっておったわけだけれども、そういうのは戦隊になったわけでありませう。戦隊になつておるのは、その仕事をしている限りにおいては援護法の対象になつてゐるんだ。なつてゐるんだよ、あなた、きのう勉強したからわからぬのだよ。

○入江政府委員 だいまの鉄道義勇戦隊あるいは船舶義勇戦隊というのは、國家總動員法の適用を受ける、あるいは別の船舶の關係も御存じのように準軍属になつておられます。船舶何とか金というのをごいしましたけれども、ちよつと法律を見ればわかりますが、それで、要するにそちらの方で、身分の關係ですてに援護法がかかつてゐるわけでごいしますから、それに対して適用があつた方はたまたま例えは鉄道義勇戦隊に属しておつたということじゃないかと思ひます。

○大原委員 戦隊は二通りあつて、總動員法關係で戦隊、そういう名前をつけた、それと一緒に、動員体制にあつたものを戦隊につけた。しかし戦隊といふのは三月二十三日の閣議決定に基づいて、國民義勇隊に関する件、閣議決定でそういうことをやることはけしからぬのですよ、できないよ、できないけれども、だから法律をつくつた。閣議決定もどんどん進んで、戦況が進んでいくに従つて、東京空襲でやられたものだからそれをやつたんだけれども、國民義勇戦隊に関する件といふのが閣議決定であるわけだ。それが限界に來たから國民義勇兵役法で一括やるということになつた。閣議決定でそんなことはできないですよ。戦隊をつつて、初めは間接的に協力させておつたが、直接戦隊に協力させることなかできないのです。

○入江政府委員 閣議決定は國民義勇隊組織に関する件ということでごいまして、後でできました義勇兵役法により國民義勇隊の編成は國民義勇隊組織をもつてこれを充てるということ、で、實際に、したがいまして義勇戦隊になる段階では義勇兵役法という法律に基づいて要するに戦隊になるという仕組みになつておるわけでごいします。

○大原委員 そうじゃないんだ。間違ひだ。後ろに耳がついておつて——私のを聞かなければだめじゃないか。

國民義勇戦隊に関する件というのを三月以降に閣議決定で決議したので、戦隊はもうできておつたのです。だから、閣議決定は占領軍に隠すために資料を抹殺したんだ。そして、昭和四十年かに初めて閣議の封印を解いて出したんだから、出ておつたのは三月二十三日の閣議決定の國民義勇隊の組織に関する件だけなんです。それをもとにして援護法を昭和二十七年につくつたわけです。實際にはその戦隊に関する件を閣議決定しておつたのですよ。そうして今のように通信、船舶、輸送、そういうものを中心にして戦隊はもう既にできておつたのです。

そこで、六月に沖繩がだめになつた、いよいよ本土決戦だということ、閣議決定ではいけないうこと、義勇兵役法で、たしか十一条でありますが簡単な法律で陸軍刑法、海軍刑法の適用から全部やつて網をぶつかけたのです。今までの問題と趣旨は違ふんじゃないのです。閣議決定でやるのが間違ひなんです。なぜ隠したかと言へば、戦犯として追及されるから官僚諸君が占領軍に対して隠したので、閣議決定を封印したので、封印を解除するときに官房長官の判が必要というところで、私はそれに事実上立ち会つたことがある。

だから、そのことの実態を踏まえて、そのときには事実上あらゆる組織を動員して本土決戦をやるといふ状況は決まつておつたわけですよ。例へば広島市なら広島市に町内会、婦人会、各団体全部集めて、軍管区司令部から出て、これから皆さんは戦隊部隊ですよ、いつどういふことがあつても戦隊状況が発生したら戦隊要員ですよ、こう言つ

て訓示をしてゐるのです。それを受けてゐる人が今でも生きておるから参考人として出してよろしい。

だから、そういう状況の中で八月六日があり、あるいは本土全体の空襲があり、しかも非人道的なことを受けたわけですから、その状況というものは命令服従の關係になつたとは言えないわけです。言えないだけではないに、広島は空襲警報を解除しておつたのです。それは誤認であつたわけ、實際にはB29が入つておつたわけだ。だから、戦隊状況じゃなかつたというへ理屈を垂れるやつがおつたけれども、それは自分の間違ひのことを棚に上げておいてそういう弁解をするのであつて、公然と言へば許されぬことですが、そういうことではありません。

ですから、あなたらの法律の解釈というものは、後から後から知恵をつけて弁解をするだけの話であつて、實際に法律が実施をされて、その実施があるのかと法制局に聞けばいいわけだ。法律が閣議決定されて実施されれば、施行されたら權利義務の關係があるんじゃないか。實際に発動されなかつたなどというものは当時の状況から考へてあり得ない。法律が施行されて實際に行われなかつたというふうなことは、そんなことはないですよ。

○入江政府委員 法律が施行されることによつて權利義務關係が生ずるそれぞれ条件があるわけでごいします。その条件が動かなくなつたので、要するに實際に適用するような状態にならなかつたというところでごいします。非常に抽象的でごいしますけれども……

○大原委員 長崎は少し違つて中樞部じゃなかつたのだが、広島は原爆で中樞部がやられたんですよ。原爆が投下された、あと空襲部隊が来るのか敵前上陸があるとかいろいろなことが全部想定できるわけですよ。そういうふうになつたのだから、艦砲射撃なんかあつたわけだから、だから、そういう状況のときにあつたならば、それは中樞部が

おらぬわけだから、軍管区司令部も県知事も市長なんかもみんなやられておるわけだ、中樞部がやられておるわけだから、であるけれども、そういう權利義務の關係があつた場合には直ちに即応するような態勢になつていたわけだ。

だから、そういう法律というものは、そういう權利義務の關係があるならば、戦隊状況であるならば、極限の状況においてはそれは沖繩における戦隊参加者と同じような状況ではないか。法律があろうがなからうが、法律もあるんだけれども、法律の枠はあるのですから、そういう状況ではないか。これ以上しないけれども、そういう議論です。あなたは、毎年毎年やるからへ理屈だけ考へてくるけれども、答弁にならぬ、法律論としても成立しないわけだ。

なぜかと言つたら、三月二十三日の閣議決定がいかに慌てたかという、最初の昭和二十七年の法律を出してごらん、それ以降の法律は三月二十二日の閣議決定となつて見えておると二十三日の新聞をずっと繰返して見ておると二十三日に閣議をやつてゐるんだ、二十二日にはやつておらぬわけだ。二十二日に閣議をやつておらぬのに二十二日の閣議決定と法律に書いてあつたんだ。そんなものは無効じゃないかと私は言つたのです。閣議をやつておらぬときに閣議決定があるのか。そういうでたらめな法律をつくつたのかというところ、ごらぬ慌てて、私が官報やその他を見たところ、閣議決定を二十三日に直したわけですよ。

その後、國民義勇戦隊に関する件を閣議決定なんかは全部ネグレクトして封印しておいて、それで非戦隊員に対してはそんなに大したことはやつておりませんというのを占領軍に言つて戦犯の追放等についてできるだけ防衛したわけだ。それが結果として援護法の線引きの中に出てきたわけだ。ましてや一番大きな非人道的な戦争被害の広島、長崎はその極限状況にあつたのですから、原爆の被爆者とは戦隊員を差別をつけないう七

人委員会のような意見もある。しかしながら、原爆についてはそういう極限状況における被害であつたのであつて、戦闘員と非戦闘員をそんな画然と差をつけて援護法をつくるということは、後で戦争犠牲者について何とかしようということから出てきたところであつて、予算上の観点で大蔵省が線引きをしたということもあるだろう。ですから、その精神を理解して戦争犠牲者については公平にやらなければならぬと思うのです。

時間が終わつたという通告がありましたから、最後に増岡國務大臣の莊重な答弁を聞きまして……

○増岡國務大臣 戦争のような極限状態の中で行われたこととございますので、例えば命令を受けたとか受けないとか、戦闘に参加中の負傷であるか、あるいは待機中の負傷であるか、個々の具体的な問題、千差万別であらうと思つて。したが、いまして、どこに線引きをするかということ、極端なことを申しますとずっと未来永劫続く議論になるかもしれないというふうにも考えられるわけでございます。

しかし、先ほど援護局長から申し上げましたような立場を今日政府はとおるわけでございますので、先生御指摘のお気持ちは私も非常によくわかりますけれども、それ以上のは申し上げかねるというのが現状でございますので、御理解をいただきます。

○大原委員 御理解しない。終わります。

○戸井田委員 大橋敏雄君。

○大橋委員 初めに援護法関係で若干質問したいと思つて、総理府の方、来ていますね。

戦後処理問題の一環といたしまして極めて重要な事柄が取り残されていのではないかなということ、私は去る三月八日、予算の第一分科会で問題をとり上げたわけでございます。

その問題の内容は、かつて日本に強制連行された朝鮮半島の人々が、炭鉱だとかあるいはトンネル工事だとか、あるいはその他のいろいろな場所であつたとして非常に過酷な労働条件で就労させら

れ、過労の余りに死亡したとか、あるいはまた事故死をした人々が大変大きい数になつていられるわけでございますが、その人々の遺体といふか遺骨が日本の各所に放置されているという形で散在している。また、日本の一民間人の方が、これはもとの職務の関係上で朝鮮人の強制連行をみずからやつたんだという人なんです、そういう人が自責の念に駆られて、これらの人々の遺骨を祭祀したり、あるいは送還しようという事業を起して真剣に取り組んでおられるわけでございますが、こういう事実を私は申し述べて、政府の方としてこういう重要な問題をただ一民間人の方でなつていていんだらうかということ、政府として当然遺骨の送還やあるいは慰霊を責任を持つてやるべきではないか、私はこう申し上げたわけでございます。

また、特に具体的問題として私が指摘をしたのが、嘉穂郡の桂川町における深刻な事実問題につきましては一日も早く善処してほしい、こう訴えたわけでございますが、これに對しまして藤波官房長官の御答弁はこうございました。「実情はどういうことであつたのかということはまだつまびらかにいたしませんけれども、お話の中で漂うてまいります感じからいたしまして、まことに胸の痛む、つらいことだ、こういう思いを禁じ得ないものがございます。総理からお答えをいたしましたように、やはりよく霊を弔うということにしなければならぬと思うのでございますが、中はずっと省きますけれども、最後に「具体的にどうするかということにつきましてはもう少し相談する時間をいただきたい、こう考える次第でございますが、御指摘もいただいておりますので、その相談事に余り時間をかけないで、なるべく早く対応させていただくように事を急いでまいりたい、このように考える次第でございます。」という答弁をいただいたんです。

この答弁の中に「余り時間をかけないで、なるべく早く対応」する、こうおっしゃつていられるのですが、その後どのように対応されたか、まずお答

えをお願いしたいと思つて。

○萩原説明員 三月八日の予算委員会の第一分科会におきまして、大橋先生の御質問に對しまして藤波官房長官からお答えをしたところでございませう。その後総理府としましては、この問題についてこれまで経緯がございますので、そのような経緯を踏まえて、関係省庁として考えられるところ、厚生省、外務省、労働省、文部省に御連絡をいたしまして連絡協議の場を設けるべく話をしておつたところでございます。関係省庁には、問題の性格は御理解をいただいております。

関係者の日程の調整が、各省それぞれの御事情が合いませんので、現在に至るまでに連絡会議開催に至っておりませんが、なるべく早く会議を持ちたい、このように考えております。

○大橋委員 今関係各省、厚生省、労働省、外務省、文部省等に話はかけたけれども、まだ集まつて具体的に協議をしたということはないんですか。

○萩原説明員 その会議の場を持つべく事案の内容及び日程調整を行ったわけでございますが、現在までまだ開くに至っておりません。

○大橋委員 三月八日から今日まで一カ月半以上たつていられるわけでございますから、藤波官房長官がああときの雰囲気は、直ちに協議に入りますよというふうな気持ちを私は十分感じ取りましたので、一応連絡はとられていようございませう、早急に具体的に話を詰めてもらいたい。強く要望しておきます。

特に桂川町の遺骨問題というものは、一日も早く現場での発掘を実施してその実情を明らかにしていただきたいということなんです。

恐らくあの会議録を見られても御承知と思つてすけれども、五百四体分の遺骨のうち四百五十体分が身元不明ということで無縁仏とされまして、昭和三十六年三月三十一日の日に納骨堂が建設されてそこに入仏されたという形にはなつていられるんですよ、表向きには、ところが、その後四十四年に墓地の跡に桜の木を植えようということになつた

ときに、人骨がたくさん出てきたわけですね。それから、つい三年前の五十七年に弥栄地区というところに公民館等を建てるために造成工事をしたら、またおびただしい人骨が発掘された。こういう問題なんです。これは具体的なんですよ。

したが、いまして、ある人に言わせれば、それは大部分の重要な部分は納骨されて、他の部分はそこら辺に置かれていた骨ではないかという人もいられるわけですから、どちらかは実際に掘つてみて実情を見ないとわからぬと私は思ふのです。そういう意味で早く協議を開いていただいで、事実現場に行つて掘つてもらえばどちらかはつきりするわけですから、地元とすれば非常に重要な問題になつておりますので、よろしくお願いいたします。

また、もう一つ私が非常に心配して申し上げたことは、仮に遺骨がほとんどあちこちから出てきたとしても、身元が不明だということになることが非常に予測されるわけでございますけれども、こういう方々の遺骨に對しては慰霊塔を建ててそこに納骨していただいで朝鮮の方々の霊を弔うべきではないか、私はこのように主張したわけでございます。

これに對しても官房長官、こう申されました。答弁で「國を離れておられた方々に対する追慕の情でありますとか、あるいはせひ遺骨を収集してこれを弔いたいという気持ちをもちますことは、先生御指摘のように國境、民族を超えてみんな同じ心情ではないか、御遺族の方々や関係者の方々の気持ちをそのように拝察を申し上げますのでございます。先ほど来申し上げておりますように、とにかく実情の調査を急ぎまして、「ここでも「急ぎまして」とありますよ。「関係省庁でよく協議をいたしましてどう対応していくかということの結論を出していかなければならぬ、こう思う次第でございますが、今御指摘がございましたような、あるいは御提案がございましたような、例えば慰霊の塔を建てるとかというようなことを考えても、今後どう対応していくかということを考えても、十分に参考にさせていただきます協力を

進めていくようにしたい、」こう答弁があるわけですよ。

ですから、私が今心配しているような身元不明の方の遺骨に対しては慰霊の塔でも建ててということを中心として、ぜひお願いしますけれども、ぜひこれも協議の中で実現の方向で話をまとめていただきます。一言お願いします。

○萩原説明員 官房長官も答弁しておりますように、先生御提案の慰霊塔の建設というふうなことも御提案があったということも十分受けとめまして関係省庁との話し合いをし、どういうふうに対応するか検討していきたいと思っております。

○大橋委員 これから相談、協議をなさるわけでございますけれども、ぜひとも前向きな結論を私は期待をいたすものでございます。

あの分科会の席上で、厚生省の役人の方に日本のソ連抑留死没者の状況をお尋ねしたわけですが、あのときにたしか、五万五千人あって、その遺体は、ソ連政府が二十六カ所の墓地をつくって、はたしか三千九百五十七名を埋葬をしている、その二十六カ所のうち二十一カ所については日本の遺族の墓参も許されております、今後もっとほかの場所にも墓参ができるようにしたいというふうなお話を伺ったと記憶しておりますが、恐らくソ連の方もきちっと日本の死没者に対しても墓地をつくったりあるいは慰霊塔をつくったりして弔っているわけでございますので、当然日本の立場から韓国あるいは朝鮮の皆さんに対して、こういうふうにも弔いの誠をささげるべきであると私は強く要望をいたしておきます。

そこで、この慰霊塔の建設の段取りとなる場合は、これは私の要望でございますが、朝鮮の民族の慰霊の仕方といえますか、しきたりといえますか、そういうのを十分参考にして建設に取りかかっていたらいいというのを申し添えておきたいし、また、こういう慰霊の塔をどこに建てるかということが問題になろうと思っておりますので、これも参考のために、北九州は下関というところがあるのですが、この下関と朝鮮の釜山の間でも

と旅客の輸送のための関釜連絡船というのが実は往來していたわけですね。そういうことで非常に朝鮮半島とは近い場所であって適当な場所ではないかと思っております、もしそういう慰霊の塔を建てる場合はぜひこういう場所を選定していただきたいと強く要望しておきます。

○萩原説明員 先生から御提案のありましたというところについて十分留意いたします。

○大橋委員 そこで大臣にお尋ねしますが、これは関係省でもありますし、また慰霊の塔を建てるような場合は直接の所管庁になられるのではないかとお思いますので、先ほど申しましたように桂川町の遺骨の問題も必ずや明らかになってくると思っておりますけれども、こういう問題は道義的、人道的立場からも絶対にやらねばならない重要問題であると私は思いますし、この問題の解決は日韓あるいは日朝両国とのいわゆる友好親善を促進する大きな役割を果たす事柄だと私は確信するわけでございます、こういう問題は決して軽視したりうやむやにしないでほしい、最後まで責任を持って対処していただきたい。特に厚生大臣の決意といたしますか、熱意を御要望したいところでございますが、いかがでございますか。

○増岡國務大臣 私も先生の御趣旨には賛成でございます。したがって、総理府が中心でやるわけでございますけれども、恐らくその実施の場合には厚生省のいろいろなこれまでの経験というものが生かされなければならぬと思っております、そういう意味では全面的な協力をしてまいりたいと思っております。

○大橋委員 どうもありがとうございます。それでは国年関係に移らせていただきたいと思っております。

昨日、基礎年金導入による年金改革案が成立したわけですね。私も非常に感慨無量なるものを持つわけでございます。と申しますのは、現在の公的年金いずれも現状のままで推移していきますと、二十一世紀の前半ころにはほとんどが給付と負担のバランスが崩れまして財政的に行き詰ま

り、崩壊していく宿命にある。これではどうにもならぬということで、私も公的年金の長期的、安定的な制度としての確立をやらねばならぬということで、今から約十年前に基本年金構想というものをくり上げて国民の批判を仰いできたわけです。そして今も言いましたように、とにかく長期的、安定的な年金制度を確立したいということと進んできた一人でございます、そういう意味では、私も昨日の基礎年金導入による年金改革案が確立して非常にうれしく思っているわけでございます。

しかし、反面で非常にまた無念といえますが、複雑な思いがしていることは、基礎年金本来の趣旨が十分反映されていない、そういう形のままで成立されたということですね。したがって、我々は政府原案についてどうしても反対せざるを得ない態度をとらざるを得なかったという、ここが非常に複雑な心境であるわけでございます。

そこで、基礎年金というものは、御承知のとおり国民年金法の第一条に示されておりますように、憲法第二十五条の理念に基づいて国民がひとしく享受できるような内容にしなければならぬ、つまり最低生活を保障する年金であるべきだということをおっしゃるわけでございます。

しかし、そういう意味からいってこの基礎年金の内容を見ると、力ある者だけで支えていけばいいんだと思われるような内容に実はなっているわけですね。というのは、特に基礎年金の定額の保険料が非常に高い。発足当時の六十一年度で六千八百円、最高一万三千円だということになっておりますが、これはとても払い切れない人がたくさん出てくることは今から十分予測されるわけでございます。

そういうことで、我が党は、この基礎年金の定額保険料については均等割あるいは所得比例割、これを合わせたような保険料の徴収の仕方等を工夫して、何とか定額保険料はぐっと抑えるという姿でいくべきであるということを主張し続けてきたわけでございますし、またそういう立場から、

基礎年金に対する国庫負担率は三分の一というところになっておりますけれども、今、年金すべてに對する国庫負担率の率を見てもいろいろと、現在考えられている三分の一よりずっと多いわけですから、少なくとも現在の国庫負担の水準を、そこまですべてとは言いませんけれども、十五年間でもいいから少しづつ時間をかけながら四〇〇％ぐらいに持っていくべきではないか。そうすることによって、また定額保険料をぐっと抑えることもできるんだということを主張してまいりました。

私は、特にこの基礎年金の保険料のあり方について疑問がいろいろございますので、この点について一言御返事を願いたいと思っております。

○増岡國務大臣 年金法改正につきましては、衆参両院におきまして貴重な御審議をいただき、感謝をいたしておるわけでございます。

なお、その際、先生たいま御指摘になりましたような所得比例保険料でありますとか国庫負担のことにつきまして御審議をいただき、御指摘のあったことでございます。その結果、国会におきましてこれらに關しまして総合的に検討を行うべきという修正をいただいておりますので、その修正の趣旨を体しまして今後十分検討してまいりたいと思っております。

○大橋委員 たいま申しましたように、掛金を掛けられる力のある者だけで支えればよいというものではないので、基礎年金本来の趣旨に十分適合する年金制度、いわゆる長期的、安定的な制度にしていただきたいことを強く要望いたしておきます。

次に、国年の現受給者の年金額の改善は、五十九年度と同じように六十年度も三、四％の特例スライドの形となっているわけでございますが、国年は本来物価スライド方式がとられているわけですね。ところが現在は年度の上昇率をもつて、原則は五％以上なんです、スライドをされることになっていくわけでございますけれども、現実には昭和五十七年度までは五％の上昇がなくとも実際の上昇率に見合って国年の年金額のスライドがな

されてきた。これは間違いないと云う。簡単に結構です。

○吉原政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○大橋委員 ところが、五十八年度以降はちょっと情勢が変わってきたと思うのですが、前年の人事院の勧告、すなわち公務員の給与の実施率に準じて年金額の率が変動して行われてきているわけですね。いわゆる物価スライドから給与スライドに変更になったのかなと思われような姿になってきておるわけですよ。例えば五十七年度の人勤は四・五八%だったわけですが、実施は凍結されましたね。そのために五十八年度の国

年の改定率はどうなったかといえは見送りですよ。物価の上昇の方ではなくて人事院勧告の実施率に今度は合わせられたわけですね。また五十八年の人勤は六・四七%だったのですけれども、実施は二・〇%になったわけですね。したがって五十九年度の国年の改定率は二・〇%、いわゆる特例スライドと言われたものですね。そして五十九年度の人勤が六・四四%に対して実施は三・三七%であったわけですね。したがって五十九年度は、今度の国年の改定率は三・四%という特例スライドになってきているわけですね。

だから、私は物価スライドからいつの間にか給与スライドにすりかえられたのかなと非常に疑問でならぬのですけれども、その点はいかがでしょう。○吉原政府委員 確かに五十七年度までは物価の上昇に依じた年金額の改定をしてきたわけですが、五十八年、五十九年、六十年のこの三年間につきましては、公務員の給与の改定、それに連動した共済年金なり恩給の改定に合わせた厚年、国年の改定をしてきたわけでございます。

しかしながら、これは決して物価スライドの考え方を捨てて給与スライドあるいは賃金スライドの考え方をとったというわけではございませんで、こちらといえますか、厚年、国年の基本的な考え方は五%以上物価が上がった場合にスライドをする、五%以下の場合には実は政策的なスライド、

スライドするかしないか、する場合にどういう考え方での程度の改定をするかというのはいわば政策判断にゆだねられているということであるわけでございます。そういう中で私ども、共済、恩給とはかわりなしに独自の判断でやるということもあり得るわけでございますけれども、そういったことではなしに国の財政状況なりあるいは同じ年金ということでも共済なり恩給の改定、そういったものを見ながらそれとバランスをとった改定をするという考え方をとったわけでございます。基本はあくまでも物価スライド的な考え方、建前というものは崩していないつもりでございます。

○大橋委員 要するに、国年の改定はあくまでも物価スライドだ、五%以上で改定するようにしているのだから、その精神は変わっていない。五十七年度までは、五%に達しないけれども政策的に変えてきた。そういうことで五十八年度以降は公務員の給与の引き上げに合わせて改定してきたけれども、あくまでも基本は物価スライドなんだ。これは間違いないと云う。そうしますと、五十七年度が物価上昇率は二・四%ございました。五十八年度は一・九%、五十九年度の物価水準の政府見通しを聞いてみますと二・四%、こういうことで計算してまいりますと、結果的には一・三%が積み残しになるといふふうに計算されますけれども、これは間違いないと云うか。

○吉原政府委員 六十年度におきましては、おっしゃるような積み残しが残るわけでございます。○大橋委員 そうしますと、基礎年金が六十一年四月から実施されるわけでございますが、これは五十九年度価格で五万円となっております。物価上昇率のとらえ方が、従来は年度による上昇率であったのが今度の改正では年間、暦年の上昇率に変更されております。したがって、六十一年四月の五万円ということは、六十年度の物価上昇率が掛けられ、さらに今の一・三%がプラスされた内容で年金額が支給されるのだと理解してよろ

しいでしょうか。○吉原政府委員 おっしゃるような考え方で六十一年度から新しい制度が発足するわけでございますが、その場合の年金額につきましては、基礎年金について申し上げますと、五十九年度価格で五万円ということでございますけれども、五十八年から六十年までの物価の上昇率に見合った額の改定をした上で基礎年金を発足させるということでございます。既存の、現在の年金受給者についての年金額についても、考え方として同様の措置をとるといふことにいたしております。

○大橋委員 結論からいけば、今までの物価上昇分の積み残しはそこに乗せられて支給額が決まってくる、こう理解してよろしいですね。○吉原政府委員 積み残しを全く残さない状態で六十一年度から発足をします、こういうことでございます。

○大橋委員 終わります。○戸井田委員長 森田景一君。○森田(景)委員 日本の急性中毒死というのは、人口動態統計によりまして年間約六千人ということでございます。これは交通事故死の七割に当たります、こう言われております。人口当たりの死亡者数を見ましても欧米の二倍以上になっている、こういうふうな報告されているわけでございます。

この中毒がほかの病気と根本的に違う点というのは、対象となる化学物質の種類が非常に多いということでありまして、身の回りにあつて健康に影響を与える可能性のあるものが約四万種類あると言われております。それから、商品の種類に至りましては数十万種類あると言われているわけでありまして、しかも、その種類も年々ふえ続けておりまして、これは未来永劫にふえ続けていくであろうと言われている。生産量もまたふえ続けていく。一方、医薬品の種類は三万種類ぐらいいりまして、年々新しいものが四千種類ぐらいいわつてきている、こういう状況だそうでございます。さらに農薬の種類が約五千種類、年々二百

種類がこれに加わっているということだそうでございます。それで、筑波大学で中毒一一〇番というのを開設しました。これは御存じのとおりでございます。これは電話番号も筑波局の九九九九、こういう番号で、非常に話題を呼んだところでございます。昭和五十六年九月に開設しまして、去る四月十二日、三年七カ月の活動を残しまして閉鎖ということになってしまったわけでございます。資金難で閉鎖のやむなきに至つたというふうに伝えられているわけでございますけれども、実際は事務所を明け渡さなければならなかったのが実情であるというふうに私は聞いています。閉鎖に至つた経過とか理由について厚生省はどのように把握していらっしゃるか、まずお答えいただきたいと思つております。

○吉原政府委員 お話にもございましたように、中毒情報の提供は非常に大事なことでありまして、お話を聞いて、筑波大学はかねて大変いいことをやっていたらと思つておりました。また、一方、使つておる部屋その他につきましても若干の問題があるということも聞いておつたところでございます。一方、筑波大学のその仕事の中心者であります内藤教授ももちろん入つておられますけれども、五十九年から救急医学会を中心とした財団法人をつくつて確固たる基盤のもとにこの仕事をやつていこうという準備が進められておるところでございます。そこで、筑波大学のこの仕事その財団に円滑に承継されれば非常によろしいと考へておつたのでありますが、突如中止ということが公表されました、実は私もびっくりしたのでございます。

その理由でございますけれども、大学側の事情によりまして従来使つておつた部屋が使えなくなつた、これが一番大きな理由であると承知をいたしました。それが突如公表されましたから、お話にありました四月十二日まで若干の時間がございましたので、厚生省といたしましては、筑波大学、茨城県、それから近隣の医療機関に何とか

種類がこれに加わっているというところだそうでございます。それで、筑波大学で中毒一一〇番というのを開設しました。これは御存じのとおりでございます。これは電話番号も筑波局の九九九九、こういう番号で、非常に話題を呼んだところでございます。昭和五十六年九月に開設しまして、去る四月十二日、三年七カ月の活動を残しまして閉鎖ということになってしまったわけでございます。資金難で閉鎖のやむなきに至つたというふうに伝えられているわけでございますけれども、実際は事務所を明け渡さなければならなかったのが実情であるというふうに私は聞いています。閉鎖に至つた経過とか理由について厚生省はどのように把握していらっしゃるか、まずお答えいただきたいと思つております。

代替の部屋が確保できないであろうかと努力をいたしましたのでございますけれども、関係者の合意が得られませんが、残念ながら中止に立ち至つたというのが現状でございます。

○森田(豊)委員 たいまお話がありましたけれども、この中毒一〇番は筑波大学の内藤教授を初め医師が十五名、それから薬剤師の資格を持つ主婦ら五名、合わせて二十名の方々のボランティア活動によって実施されてきたわけでございます。

この三年七カ月間の相談件数が約五万三千件と言われております。そのうちお医者さんからの相談が約四分の一であったというふうに報告されているわけでございますけれども、厚生省はこういう点についてどう評価されていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉崎政府委員 救急医療はいわば医療の原点でございます。当初お話がございましたように、中毒の原因というのは非常に多いわけでございませぬ。各病院とも医療機関ごとにそれぞれ努力をいたしておりますが、そういう原因が非常にふえる、わからないものもあるということで、この中毒情報提供というのは非常に大事な仕事であると考へております。

○森田(豊)委員 この筑波大学の中毒一〇番の急性中毒事故に関する問い合わせの八八%は中毒を起すおそれがなく、したがって自宅での経過観察で十分と判断された報告されておるわけであります。しかし、もしこの中毒一〇番のような機関がなければこれらの患者のほとんどは救急車を呼んで近くの病院に駆け込んだりしていただろう、このように推測されるわけでございませぬ。

病院に行きますと、そういう場合は、私は専門家が常識だ、こう言われているわけでございませぬ。また、救急車は一回の出動で約五万円ぐらいの経費がかかるというのが東京消防庁の試算で出ておるわけでございませぬ。

そういう点から、この年間約二万件近い中毒一〇番の相談から試算しますと、中毒一〇番で節約される医療費と救急車の費用は年間約七億五千万円ぐらいになるのではないかと、このように推定されると報告されているわけですね。これは非常に効率のよい医療であると言われておるわけでございませぬ。これは外国でもこのように認められているわけでございませぬ。

それで、中毒一〇番の年間維持費が今まで約二千万円ぐらいだったようでございませぬ。その四〇%ぐらいが農薬関係を扱っている農協の方からの寄附であったように聞いているわけでございませぬが、しかし、この事務所など借り上げることにありますと五千万円ぐらいの経費が必要であろう、こういうふうにも言われているわけでございませぬ。

先ほどの厚生省の評価答弁から考へてみましても、この筑波大学の中毒一〇番というのはぜひこれからも存続させてほしいものだ、こういうふうには私は考へるのでありますけれども、この点については大臣の方から答弁をいただきたいと思ひます。いかがでございませぬ。

○増岡國務大臣 筑波大学の一〇番につきましては、先ほど局長から説明申し上げましたように、厚生省としてもできれば存続をということである手手手尽くしたわけでございませぬけれども、やむなく閉鎖されるということになったわけでございませぬ。

また、一方、厚生省としては従来から救急医療対策の一環といたしまして、化学物質等による急性中毒についての情報提供のあり方について委託研究を行つてまいりましたし、またその報告書では、公益法人で中毒情報センターの設立をやつてはどうかということも示唆されておるわけでございませぬ。現在日本救急医学会の關係者を中心に財団法人をもつて設立の準備を進めておるところでございませぬので、筑波大学の一〇番はまことに残念ではありますけれども、今後そういう確固とした基盤を持った情報センターというものを考へざるを得

なくなつたなというふうな思つておるわけでございませぬ。この財団法人としての組織のスタートが一日も早いように期待をし、努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○森田(豊)委員 今、大臣答弁がありました公的中毒情報センターということにつきましては、これは日本救急医学会が五年ほど前から早く設置してほしいという要請が出ていたわけでございませぬ。これから検討しようということでは非常にゆつくり過ぎておるのではないかと、思つておるわけでございませぬ。

実は、こういう席で申し上げるのは失礼でございますが、きょうは友納先生もいらつしやつております。友納先生がかつて千葉県知事であった時代に、自民党の県会議員から千葉県の仕事のやり方について、こういう比喩といひますか、意見が出されたことがあります。千葉県の仕事のやり方は、検討三年、やります二年、始めましたはぼちぼちだ、こんなことでは困る。これは先生がい

らつしやいますから覚えていらつしやるかと思つておる。どうも国の方も、県にもっと輪をかけてゆつくりしていらつしやるのじやないか、この思つておるわけでございませぬ。

時間が余りありませんので、単刀直入に申し上げますと、それじや、公的、まあ財団法人になるかどうかわかりませぬけれども、公的中毒情報センターを必要だと認めていらつしやるわけですか、早くやりたいとおつしやる。いつおやりになりますか。ことしの予算ではこういう予算は入つておりませぬ。財団だから必要ないという考へ方もあるかもしれませぬけれども、少なくともことしやるか、じや来年やりませぬかと、ましてや筑波の中毒一〇番が閉鎖になつてしまつた。そういうことで、いつごろをめどに設立なさるお考へですか。

○増岡國務大臣 御指摘の面は、確かに数年かかつておるといふことは申しわけないと思ひます。したがらしまして、特に今回筑波大学の一〇番が閉鎖されたわけでございませぬので、財団の

設立準備委員会は五月に關係者が集まつて開催するようになつておるわけでございませぬので、私といたしましては、できるだけ早く、年内に、秋にもスタートができるようにいたしたいと思ひます。

○森田(豊)委員 それでは、先ほど申し上げましたように、一日も早くつくりたいと思ひます。時間の關係で、私の考へだけ申し上げておきます。

秋に公的中毒情報センターができる、じやそれまで中毒患者が出ないのかと言へば、そんなことはありませぬ。先ほど大臣からお話しました厚生省の研究班の総合報告書を見ましても、推定では日本では年間二十万人から五十万人ぐらいの中毒患者が出ておると推定される、少なくとも二十万人は下らない、こういう報告があるわけでございませぬ。だから、現実には中毒患者が出るわけですから、できればその筑波大に厚生省の方で、文部省との協議もあるかと思ひますけれども、事務室をつつてそこを提供して、その間先生方に御協力いただけてやつてもらへばいいじやないか、こういうふうには考へるわけでございませぬ。

私も、政治資金でもたくさんあれば寄附でもして続けていきたいと思つておるわけでも、残念ながら資金集めが下手でございませぬから、大臣は上手でいらつしやいますから、できましたらそういうこともぜひ御検討いただきたいことを要望いたしまして、終わります。

○戸井田委員 浦井洋君。年金問題を中心にしてお尋ねをしたのですが、今、御承知のように福祉年金受給権者が老齢福祉年金を含めまして約三百四十万人おられる。この方の請願が出ておるのですが、この年金受け取りに当たつて、受給権者あるいは家族等の代理人が、その都度、判を持って国民年金証書を持って郵便局に行つて支払いを受ける、いわば無通知主義、こういうことになつておるわけでありますが、これはなぜ口座振り込みなどができ

ないのか。長野県の県議会の請願では、口座振り込みを希望する受給権者に対してはこの方法を取り入れてほしい、こういうことになっておられるわけなんです、これはやはりやっていただいた方がよいと思うのですが、どうですか。

○長尾政府委員 先生御指摘の福祉年金の支払いでございますが、これは現在、あらかじめ受給者に国民年金証書をお渡しいたしまして、各支払い期ごとに指定の郵便局に提出していただきまして支払いを受けるという方式をいたしております。今先生おっしゃいましたように、無案内方式というところでございます。この方式でございますが、これは福祉年金が制度発足のときに、非常に多くの方に効率的に年金の受給をお願いするというところから、受給者の方の一番身近な郵便局というものを考えまして、かつ私どもの方の支払いの全体制を考えましてそれが一番能率的な面を考えまして、こういう方式にさせていただいたと思うのでございます。

それで、これをほかの拠出制の年金がやっておりますような口座振替というように改めようかというお話であろうかと思っておりますが、現在の無案内方式を改めるといたしますと、福祉年金の場合には所得制限がございまして、年一回年金額を書きかえる必要があるわけでございまして、こういったものに、各支払い期ごとに案内、つまり拠出年金の場合には支払い通知とか振り込み通知というのを御本人に出しておるわけでございますが、こういうものをつけ加えていかなければならないわけでございます。

現在、福祉年金の受給者の方は全体で三百万弱の方がおられるわけでございますが、こういった方々につきまして、全部こういった方式に切りかえていくことをいたしますと、現在の私どもの事務処理体制ではなかなかできないということがあるわけでございます。それから、支払いの方も郵便窓口を郵政省に一元化しておりますので、私どもの方から一括郵政省と一元的に決済をやりまして、つまり本省同士で決済をやりまして

それを各郵便局がお金を受け取るということをやっておりますので、これをまた分けていかなくちやいけないうようなことではございません。こういうような状況でございますので、先生の御要望の趣旨はよくわかるのでございますが、一気に変えていくことはなかなかできないと思っております。

○浦井委員 今長尾さん言われたように、拠出制年金はもう口座振替、こういうことになって要するにその事務処理体制が困難で、また、しかも郵政省と一括して契約しているんだということ、それもよくわかるのでございますが、しかし、残念ながら、きのう年金法が成立をした。非常に私は残念だと思っておりますけれども、それで障害福祉年金なんかは、これは基礎年金に移ると口座振り込みになる。そうすると、残るのは老齢福祉年金だけだということで、三百万人足らず。それから自然でいけばだんだん減っていくわけですから、そういうことで受給者の便宜を第一にして、あえてやはり郵便局だけでなしに他の金融機関への口座振り込みも可能にするということは何とか考えられないものだろうか、私はもう一度長尾さんにひとつその辺のところを意を了としていただきたい。

○長尾政府委員 先生御指摘のように、障害福祉年金の受給者の方が今回の改正によりまして障害基礎年金の受給者ということになりますので、この方々につきましては、現在の拠出制の障害年金か母子年金等と同じような形での方式をやりようと思っておりますが、この受給者の方々が大体六十万強おられますので、この方々を現在の社会保険事務所の体制の中でやっていかざるを得ないという実態があるわけでございます。

それで、この老齢福祉年金をもしこういった口座振替的な方法、拠出制と同じように変えました場合には、現在の社会保険事務所とそれから県本庁、それから各市町村の事務の体制をどういうふうに考えていくかということを総合的に考

えていきませんと、これはちよつと対応ができませんというふうに思っております。先生御指摘の、受給者の方にそういう御希望があることは私どもも承知いたしておりますし、この問題は長期的な課題として考えさせていただきたいと思っております。

○浦井委員 大臣、長期的な課題としてということとはやれないということなので、私は全部やりなさいということも言っていないわけで、六十万人はそっちに移るわけでしょう、口座振り込み。だから、やはりもう少し中期的くらいに、大臣、やれぬですかね。私はその方がよいと思うのですがね。そして、しかも希望者ということですからね。いや、それはもう大臣に要望しておきたいと思うのです、いかがですか。大臣、何かありますか。いや、おわかりにならないけれどもいいですけれども、要望しておきたいと思っております。

そこで、少し問題が移りますけれども、これは今ここにきておられる村山委員が一括法の連合審査のときに尋ねられて、それで大蔵省、大蔵大臣の発言要旨という格好で、私、これを読んでみても、恐らく村山さんも何を言っているのか大臣の発言要旨がよわからぬと思うわけなんですけれども、この行革関連特別法です。いやいや、私はわからぬわけでもありません。それで五十九年度で終わるはずのところをことし六十年年度も一週、計四年間延長する、だから、これはもう年金財政にとつては非常に大問題であるわけで、この間、長尾さんも一兆七億くらいですか、だから、これ以上の延長はもう考えておられないのかということと、それから返済計画は、やはりこれは村山委員が主張されたようにきちんと年次計画を立てて我々に明示すべきではないか。でなければ、特例公債を六十五年までというようなことを言い出しておりますから、それまでは返済しないのではないかとこの懸念があるわけなので、一括してお答え願いたいと思っております。

○増岡國務大臣 たいま御指摘の一年間の延長につきましては、これは一年限りということや

むを得ず受け入れたわけでございます。特に年金法の改正によりまして制度も変わるわけでございますから、年金に対する国庫負担の仕組みが基本的に変わるわけでございますので、私語する者あり。

○戸井田委員長 ちよつとお静かに。静粛にしてください。質疑者が聴取不能です。

○増岡國務大臣 私どももいたしましたが、現在の繰り延べ措置が引き続き行われることがないよう考えておるわけで、努力をするわけでございます。その繰り延べの分につきましては、御承知のように、運用収入の減額分を含めてなるべく早くお返しをいただきたいというのが私たちの立場でございます。

その返済の具体的内容を示すということでございますけれども、これは相手もあることでございまして、財政当局と鋭意折衝いたしまして、できるだけ早く繰り戻しを行うという交渉をこれからやらなければならぬのでございまして、ただいまの時点では明らかにできないわけでございまして、特例適用期間経過後におきまして運用収入の減額分を含めましてできる限り速やかな繰り戻しを行う所存でございます。

○浦井委員 ちよつと聴取不能であつて、大体発言要旨と同じようなお答えだろうと思っておりますが、時間がございませぬから、次に進みます。今度は高率補助金の一括カットですね、今参議院に行っております。これは一年限りということ、これははっきりしていません。

○増岡國務大臣 今回の措置は、おっしゃるよう、六十年年度におきます暫定措置でございます。なお、その際六十一年度以降のことにつきましては、国と地方の役割分担と費用の負担の見直しを行う等、今後政府内部で検討することになっておりますので、その結果を踏まえて適切に対処してまいりたいと思っております。

の中で政管健保の黒字九百五十億分、正確に言えば九百三十九億分、これを一般会計から繰り入れないという措置がとられておる。これは私はけしからぬと思いませんよ。これは法案自身もこの委員会、社務委員会に出すべきだし、こういうような御都合主義を私は許せないと思うのですよ。だから、何で九百五十億黒字が出てきたかというの、結局去年の健保の改善で健保本人の十割給付を崩すということか受診抑制、この前指摘したように、大概ひどい受診抑制が出てきておるわけですから、それで浮いた黒字を特会から外して一般会計から繰り入れないというような格好になりますと、これは二重、三重に国民を痛めつけるものではないか。だから、私はやはり今運動が起こつておりますように、十割給付を復活したり、あるいはこの際思い切つて健康保険の保険料を引き下げるとか、こういう措置をとるべきだと思ふのです。

それとも一つ。この調子でいけば昭和六十年、今年度また政管健保が黒字になるのは容易だろうとは思ふのですけれども、黒字になる可能性が非常に強い。その場合に五十九年度のようなまた財源確保法というような格好で向こうへ回しますか。大臣、どうですか、この二点。

○増岡国務大臣 今回の特例措置によります減額分につきましては、適正な政管健保の財政運営が確保されるよう繰り戻しを行つていくことになつておるわけでございます。六十一年度におきましてはまだ政管健保の財政収支がどのようなものになるかは明らかでございませぬけれども、しかし、いづれにいたしましても、政管健保の適正な財政運営が損なわれることのないよう適切に対処してまいりたいと思ひます。

○浦井委員 私ずっと申し述べてきたのですけれども、これは数字を確認しておきたいのですが、厚生年金の繰り延べ措置で六十年度影響が出るのは共済を除きますと三千五百億、それから補助金の削減で二千七百五十二億、政管健保の国庫負担の繰り延べ措置で九百三十九億、合

計六千七百四十一億、六十年度予算に影響しておる、こういう数字でよろしいですか。

それからも一つ、これは大臣ですか、今までの経過を見ておきますと、給付がずっと当然増という格好で累積されてきたから、六十一年度は本年より当然増が大体七千億から八千億くらい上積みされるだろうと思ふのですが、この二点を一緒に聞いておきたいと思ひます。

○末次政府委員 六十年度予算におきまして措置といたしましては、ただいま先生御指摘のとおりでございますが、高率補助金の補助率引き下げ措置によりまして二千七百五十二億ということでございますが、このほかに生活保護の臨時財政調整補助金二百億がございまして、私どもといたしましては二千五百五十二億というふうにご考へております。したがって、合計といたしましては六千五百四十一億というふうにご考へております。

○増岡国務大臣 来年度の当然増につきましては、まだ計算をいたしておりませぬ。これから検討していくことになるわけでございますけれども、いづれにいたしましても高齢化の進行ということの間違ひないこととございまして、当然増が多いということと云へると思ひます。

さらに、先ほど御指摘のありましたような特例措置の繰り戻しが行われるわけでございますので、予算編成上は相当困難が伴うものご考へておりますけれども、しかしそのようなことではいけませんので、国民生活を守る社会保障に必要な予算はぜひとも確保したい、最大限の努力をしていく所存でございます。

○浦井委員 最大限の努力をして社会保障の水準を、大臣かねがね言われておるように水準を落とさないように、こういうことですが、今大臣お認めになつたように、これは足しますと六十一年度一兆四、五千億になるのですよ、特例措置をやらなくとも、そうすると、これは改善を何もしなくてもこれだけの予算額が必要だということになるのですよ。だから、これはぜひ確保するように。六十一年度は七月ごろからははははは始まるわけ

ですけれども、そのときに、今どうもはつきりしないのですけれども、健保の何か八割給付とかあるいは補助金一割カットというようなことをまた六十一年度もやる。それから、私、この間からしつこく聞いておられますように、中間施設というふうなものをつくつて措置費を減額するとか、それから新聞で伝えられるところでは、老人保健法を来年は見直すので、拠出率と老人の一部負担の、年金局長もよく御存じだと思ふのですけれども、定率化であるとか、その三点くらい言われておるのですけれども、こういうことはしないということをお約束できますか、大臣、ちよつとややこしいかもわかりませぬが。

○増岡国務大臣 御指摘のように来年度の予算編成につきましてはまだ正確な数字ははじいておりませぬけれども、相当な難しい局面に差しかかると思ひますが、私はそれに対応すべく今から腹を決めておるところでございますので、十分御期待にこたえるようにやつてまいりたいと思ひます。

なお、御指摘の三点につきましては、経費を節約するという意味ではございませぬので、新しいニーズに対応するという立場からやろうと思ひしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○浦井委員 終わります。

○戸井田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○戸井田委員長 まず、国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、小沢和秋君外一名から、修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。小沢和秋君。国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修

正案
(本号末尾に掲載)

○小沢(和)委員 ただいま議題となりました国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

政府案は物価スライドの率を三・四%といたしておりますが、積み残しも含め、この間の物価上昇が四・八%あったことを考えますと、年金額は実質的な目減りを余儀なくされることとなり、年金に老後生活の大半を頼つて暮らしている高齢世代にとつては、年金水準の維持は最低限ぎりぎりの切実な要求であります。

本修正案の趣旨は、この要求にこたえ、年金額の実質水準を維持すべく物価の上昇率と並ぶ年金物価スライドを実現しようとするものであります。委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○増岡国務大臣 ただいまの修正案につきましては、政府といたしましては反対でございます。

○戸井田委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。まず、小沢和秋君外一名提出の修正案について

採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○戸井田委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、丹羽雄哉君並びに小沢和秋君外一名から、それぞれ修正案が提出されております。

両修正案の提出者から順次趣旨の説明を求めます。丹羽雄哉君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○丹羽(雄)委員 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において昭和六十年四月一日となっている施行期日を公布の日に改め、昭和六十年四月一日から適用することであり、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○戸井田委員長 小沢和秋君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○小沢(和)委員 たいだいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

政府提案の年金額等の改定は、人事院勧告を値切って実施した公務員給与に運動させるといふ不当なもので、この法による障害年金や遺族年金等の受給者に対してまでも一方的犠牲を強いるものであります。よって、障害年金や遺族年金等についても人事院勧告を基礎に給付改善を行うべきであります。

次に、修正案の概要を説明申し上げます。

第一は、障害年金及び遺族年金等の額を、八四年度人事院勧告による行政職俸給表(一)の改善傾向を基礎として六・七%引き上げることとしたします。

第二は、扶養加給額を八四年度人事院勧告による扶養手当額の例により引き上げることであり、以上が本修正案を提出する理由と修正案の概要であります。

何とぞ委員各位の御賛同をいたさうお願いいたします。(拍手)

○戸井田委員長 以上で両修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、小沢和秋君外一名提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○増岡國務大臣 たいだいまの日本共産党提出の修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○戸井田委員長 これより原案及びこれに対する

両修正案を一括して討論に付するのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及びこれに対する両修正案について採決いたします。

まず、小沢和秋君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、丹羽雄哉君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決されました修正案の修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○戸井田委員長 この際、稲垣実男君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党 護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党 革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合せて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴って被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 第二次大戦末期における閣議決定に基づく国民義勇隊及び国民義勇戦隊の組織及び活動状況等について明確にするるとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

三 満洲開拓青年義勇隊開拓団については、関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

四 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等については、更に積極的に推進すること。

五 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

六 中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となって必要な措置を講ずること。

また、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう、中国帰国孤児定着促進センターの運営の充実強化を図る等その対策に遺憾なきを期すること。

七 かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等及び旧国家総動員法による被徴用者等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、

人道的な見地に立ち、早急に、関係各省が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遺族年金等の支給に当たっては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すること。

九 ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。
十 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
(拍手)

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。
稲垣実男君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○戸井田委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増岡厚生大臣。
○増岡國務大臣 たいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○戸井田委員長 お諮りいたします。
両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○戸井田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十八分散会

地域福祉保健活動の推進に関する法律案

地域福祉保健活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地域福祉保健活動に関し基本となる事項を定め、市町村福祉保健活動推進協議会等を設置して地域福祉保健活動に関する連絡調整等を行い、及び在宅福祉保健事業その他の事業を実施することにより、地域福祉保健活動の推進を図り、もつて国民の福祉及び健康の増進に資することを目的とする。

(地域福祉保健活動の基本原則)

第二条 国民の福祉及び健康は地域における福祉及び保健の水準が向上することにより有効かつ適切に増進されることにかんがみ、地域(都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。))の区域をいう。における住民の福祉及び健康の増進に関する公的機関及び民間団体その他の者による活動(以下「地域福祉保健活動」という。)は、当該地域を通じて住民の福祉及び健康に関する需要を総合的に把握し、それに基づき効率的かつ体系的にサービスを提供するものでなければならず、かつ、住民の福祉及び保健についての関心と理解を深めるよう配慮したものでなければならぬ。

(地域福祉保健活動の実施における指針)

第三条 地域福祉保健活動は、できる限り、住民がその従前の生活を継続しつつ必要なサービスを受けることができるよう配慮して実施されなければならぬ。

2 地域福祉保健活動は、公的機関、民間団体その他の者の有機的連携の下に、個人の人格を尊重し、有償サービスの導入も考慮しつつ、相談、訪問サービス、通所サービス及び施設への収容を含むサービスが実施されなければならない。

3 地域福祉保健活動は公的機関により実施されなければならない分野が明確にされなければならない。当該分野に係る活動については、公的機関はこれを不当に民間団体その他の者にゆだねてはならない。

(国、地方公共団体等の責務)

第四条 国は、所得保障、生活環境の整備、福祉及び保健に関する教育の充実等各般の施策を講ずることにより地域福祉保健活動の基盤を整備するとともに、地方公共団体に対し、地域福祉保健活動に関し基本となる方針を示し、及び必要な援助を行うものとする。

2 地方公共団体は、地域福祉保健活動を推進する責務を有する。

3 地方公共団体は、地域福祉保健活動に関し、体系的な供給体制の樹立等必要な施策を積極的に講ずるとともに、効率的な行政組織の整備に努めなければならない。

4 民間団体その他の者は、地域福祉保健活動に関し、国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自ら積極的に活動するよう努めるものとする。

(市町村福祉保健活動推進協議会の設置)

第五条 市町村に、市町村福祉保健活動推進協議会(以下「市町村協議会」という。)を置く。
2 前項の規定にかかわらず、市町村は、協議会より規約を定め、共同して市町村協議会を設置することができる。

(市町村協議会の事務等)

第六条 市町村協議会は、当該市町村における次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一 地域福祉保健活動の推進に関する基本的事項を調査審議すること。

二 地域福祉保健活動の推進について関係行政機関、民間団体その他の者の相互の連絡調整を図ること。

2 市町村協議会は、前項に規定する事項に関し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)その他関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

3 市町村長その他関係行政機関の長は、前項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 市町村協議会は、地域福祉保健活動について、民間団体その他の者に対し、必要な勧告をすることができる。

5 市町村協議会は、その事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(市町村協議会の組織)

第七条 市町村協議会は、当該市町村の条例(第五条第二項の規定により設置された市町村協議会にあつては、規約とする。次条において同じ。)で定める定数の委員をもつて組織する。

2 市町村協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
一 当該市町村の議会の議員
二 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員
三 福祉に関する事業を経営する者
四 医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦その他の医療又は公衆衛生に関し専門的知識を有する者

五 教育に関係のある者
六 福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)、保健所その他関係行政機関の職員

七 学識経験のある者
八 前各号に掲げる者のほか、地域福祉保健活動の実施に関係のある者

(条例への委任)

第八条 前三条に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県福祉保健活動推進協議会)

第九条 都道府県に、都道府県福祉保健活動推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置く。

2 第六条の規定は、都道府県協議会について準用する。この場合において、同条第一項中「当該市町村」とあるのは「当該都道府県」と、同条第二項中「市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、及び同条第三項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 都道府県協議会は、当該都道府県の条例で定める定数の委員をもつて組織する。

4 都道府県協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の議会の議員

二 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長

三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村協議会の委員

四 当該都道府県の区域を管轄する国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第九条に規定する地方支分部局の職員

五 第七条第二項第二号から第八号までの各号に掲げる者

5 前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

(在宅福祉保健事業の実施)

第十条 都道府県又は市町村は、老人及び心身障害者に対する、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦等による訪問指導事業、家庭奉仕員の派遣事業並びに入浴、給食等のサービス提供事業、寝たきり老人及び重度心身障害者に対する短期保護事業、老人に対する就労あつ旋事業、老人クラブの助成事業その他の在宅福祉保健事業を

実施しなければならない。

2 社会福祉法人その他の者は、前項の規定にかかわらず、都道府県又は市町村に代わつて、在宅福祉保健事業を実施することができる。

3 在宅福祉保健事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき、都道府県市町村又は社会福祉法人その他の者の分担が明確にされた上で実施されなければならない。

4 国は、在宅福祉保健事業に要する費用について、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(社会奉仕活動の育成事業等の実施)

第十一条 社会福祉協議会(社会福祉事業法に定める社会福祉協議会をいう。次条において同じ。))は、住民による組織的な社会奉仕活動の育成を図るため当該活動に参加する者及びこれを受け入れる施設等に対する援助及びこれらの間の連絡調整を行う事業並びに児童及び生徒に対する社会奉仕活動の普及を図るため小学校等に対し援助及び協力を行う事業を実施するものとする。

2 前項の事業は、都道府県協議会及び市町村協議会における協議に基づき実施されなければならない。

(地域福祉保健活動振興基金事業の実施)

第十二条 社会福祉協議会は、地域福祉保健活動に伴い生ずる損害のてん補を内容とする保険の保険料の負担その他の地域福祉保健活動に参加する者に対する経済的援助を目的とする地域福祉保健活動振興基金事業を実施するものとする。

2 前項の事業については、前条第二項の規定を準用する。

3 社会福祉協議会は、第一項の事業に係る寄附金等の収入及び支出に關する経理については、その他の業務に係る経理と区分して行わなければならない。

附則 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十五号中「及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)」を、「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)及び地域福祉保健活動の推進に関する法律(昭和六十年法律第号)」に改める。

理由

国民の福祉及び健康の増進に資するため、地域福祉保健活動に關し基本となる事項を定め、市町村福祉保健活動推進協議会等を設置して地域福祉保健活動に關する連絡調整等を行い、及び在宅福祉保健事業その他の事業を実施することにより、地域福祉保健活動の推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

修正案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国民年金法及び特別児童扶養手当等の支給に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第五十八条の改正規定中「四十七万七千六百円」を「四十八万三千円」に、「三十一万八千円」を「三十二万二千円」に改める。

第一条のうち第六十二条の改正規定中「四十一万四千円」を「四十一万八千八百円」に改める。

第一条のうち第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の改正規定中「三十一万八千円」を「三十二万二千円」に改める。

第一条のうち第四条の改正規定中「二百六千五百円」を「二百六千八百円」に、「三万九千八百円」を「四万二千円」に改める。

第二条のうち第十八條の改正規定中「一万二千五百円」を「一万三千三百円」に改める。

附則第四条第一項中「百分の百三・四」を「その上昇した比率」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年年度において約二百六十億円の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(丹羽雄哉君提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。)の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法(以下「改正後の留守家族等援護法」という。)の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則第二条中「この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「改正後の遺族援護法」という。))を「改正後の遺族援護法」に改める。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する修正案(小沢和秋君外一名提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち第八條第一項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇三八、七〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四、三四一、〇〇〇円
第二項症	三、六一二、〇〇〇円
第三項症	二、九七一、〇〇〇円
第四項症	二、三四七、〇〇〇円
第五項症	一、八九五、〇〇〇円
第六項症	一、五三一、〇〇〇円
第一款症	一、三九六、〇〇〇円
第二款症	一、二七二、〇〇〇円
第三款症	一、〇一八、〇〇〇円
第四款症	八一九、〇〇〇円
第五款症	七三三、〇〇〇円

第一条のうち第八條第二項の改正規定中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に、「五万四千円」を「五万四千円」に、「十万六千八百円」を「十一万四千円」に、「十万八千円」を「十万八千円」に、「十五万七千二百円」を「十六万八千円」に改める。

第一条のうち第八條第三項の改正規定中「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

中同項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、三一五、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、三〇七、三〇〇円
第二項症	二、七五四、〇〇〇円
第三項症	二、二七二、三〇〇円
第四項症	一、八〇〇、〇〇〇円
第五項症	一、四六〇、一〇〇円
第六項症	一、一八三、二〇〇円
第一款症	一、〇七四、三〇〇円
第二款症	九八〇、五〇〇円
第三款症	七八五、八〇〇円
第四款症	六三六、六〇〇円
第五款症	五五九、一〇〇円

第一条のうち第八條の二第三項の表の改正規定中同項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	三、五一八、二〇〇円
第二款症	二、九一九、二〇〇円
第三款症	二、五〇三、六〇〇円
第四款症	二、〇五七、〇〇〇円
第五款症	一、六五〇、四〇〇円

第一条のうち第二十六條第一項の改正規定中「五万四千円」を「五万四千円」に、「百四十四万円」を「百四十五万五千円」に改める。

第一条のうち第二十七條第一項の改正規定中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に、「百四十四万円」を「百四十五万五千円」に、「百四十四万円」を「百五十二万円」に改める。

第一条のうち第二十七條第三項の表の改正規定中「三三四、〇〇〇円」を「三三五、七〇〇円」に、「二六三、三〇〇円」を「二六四、五〇〇円」に、「二七八、四〇〇円」を「二七九、一〇〇円」に改める。

第一条のうち第三十二條第三項の改正規定中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

第二条のうち第八條の改正規定中「十一万二千円」を「十一万三千二百五十円」に、「十一万六千二百円」を「十一万七千七百五十円」に、「十二万四百円」を「十二万二千二百五十円」に改める。

第三条のうち附則第十八項の改正規定中「五万四千円」を「五万四千円」に、「十五万八千四百円」を「十六万八千円」に改める。

第五条のうち附則第八條第四項の改正規定中「五万四千円」を「五万四千円」に、「三万九千二百円」を「四万二千円」に改める。

附則第一条の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条中「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)の規定、この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法の規定及びこの法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附則第二条から附則第五条までを削り、附則第六条を附則第二条とする。

附則別表第一から附則別表第四までを削る。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、昭和六十年度において約十九億六千万円の見込みである。

昭和六十年五月十八日印刷

昭和六十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P